

平成29年第1回平群町議会

定例会会議録（第1号）

|   |  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
|---|--|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|-------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------------|-----------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|---------|
| 招 集 年 月 日   | 平成29年3月2日  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 招 集 の 場 所   | 平群町議会議場  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 開 会 （ 開 議 ）   | 3月2日午前9時15分宣告（第1日）   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 出 席 議 員   | <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">1 番 山 本 隆 史</td> <td style="width:50%;">2 番 城 内 敏 之</td> </tr> <tr> <td>3 番 井 戸 太 郎</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 山 田 仁 樹</td> </tr> <tr> <td>9 番 高 幣 幸 生</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>  | 1 番 山 本 隆 史 | 2 番 城 内 敏 之 | 3 番 井 戸 太 郎 | 4 番 森 田 勝 | 5 番 稲 月 敏 子 | 6 番 植 田 い ず み | 7 番 山 口 昌 亮 | 8 番 山 田 仁 樹 | 9 番 高 幣 幸 生 | 1 0 番 窪 和 子 | 1 1 番 下 中 一 郎 | 1 2 番 馬 本 隆 夫 |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 1 番 山 本 隆 史   | 2 番 城 内 敏 之  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 3 番 井 戸 太 郎   | 4 番 森 田 勝  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 5 番 稲 月 敏 子   | 6 番 植 田 い ず み  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 7 番 山 口 昌 亮   | 8 番 山 田 仁 樹  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 9 番 高 幣 幸 生   | 1 0 番 窪 和 子  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 1 1 番 下 中 一 郎   | 1 2 番 馬 本 隆 夫  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 欠 席 議 員   | な し  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| <p>地方自治法第121条<br/>第1項の規定により<br/>説明のため出席<br/>した者の職氏名</p> | <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">町 長</td> <td style="width:50%;">岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>岡 田 守 男</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>中 村 九 啓</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 参 事</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 参 事</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 主 幹</td> <td>川 口 博 司</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 主 幹</td> <td>西 口 容 弘</td> </tr> </table> | 町 長         | 岩 崎 万 勉     | 教 育 長       | 岡 弘 明     | 会 計 管 理 者   | 瓜 生 浩 章       | 理 事         | 岡 田 守 男     | 理事（政策推進課長）  | 大 浦 孝 夫     | 理事（総務防災課長）    | 経 堂 裕 士       | 理事（教育委員会総務課長） | 西 本 勉 | 税 務 課 長 | 西 脇 洋 貴 | 住 民 生 活 課 長 | 中 村 九 啓 | 健 康 保 険 課 長 | 辰 巳 育 弘 | 福 祉 課 長 | 今 田 良 弘 | 観 光 産 業 課 長 | 西 岡 勝 三 | 都 市 建 設 課 長 | 寺 口 嘉 彦 | 住 民 生 活 課 参 事 | 北 樋 口 政 弘 | 都 市 建 設 課 参 事 | 大 辻 孝 司 | 上 下 水 道 課 主 幹 | 川 口 博 司 | 上 下 水 道 課 主 幹 | 西 口 容 弘 |
| 町 長   | 岩 崎 万 勉  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 教 育 長   | 岡 弘 明  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 会 計 管 理 者   | 瓜 生 浩 章  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 理 事   | 岡 田 守 男  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 理事（政策推進課長）  | 大 浦 孝 夫  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 理事（総務防災課長）  | 経 堂 裕 士  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 理事（教育委員会総務課長）   | 西 本 勉  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 税 務 課 長   | 西 脇 洋 貴  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 住 民 生 活 課 長   | 中 村 九 啓  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 健 康 保 険 課 長   | 辰 巳 育 弘  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 福 祉 課 長   | 今 田 良 弘  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 観 光 産 業 課 長   | 西 岡 勝 三  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 都 市 建 設 課 長   | 寺 口 嘉 彦  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 住 民 生 活 課 参 事   | 北 樋 口 政 弘  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 都 市 建 設 課 参 事   | 大 辻 孝 司  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 上 下 水 道 課 主 幹   | 川 口 博 司  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 上 下 水 道 課 主 幹   | 西 口 容 弘  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 本 会 議 に 職 務 の<br>た め 出 席 し た 者<br>の 職 氏 名               | <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width:50%;">上 田 昌 弘</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>   | 議 会 事 務 局 長 | 上 田 昌 弘     | 主 幹         | 高 橋 恭 世   | 主 任         | 竹 村 恵         |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 議 会 事 務 局 長   | 上 田 昌 弘  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 主 幹   | 高 橋 恭 世  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 主 任   | 竹 村 恵  |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |
| 町 長 提 出 議 案<br>の 題 目                                    | <p>報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について<br/>（和解及び損害賠償の額の決定について）</p>   |             |             |             |           |             |               |             |             |             |             |               |               |               |       |         |         |             |         |             |         |         |         |             |         |             |         |               |           |               |         |               |         |               |         |

町長提出議案  
の題目

- |          |   |
|----------|---|
| 承認第 1 号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平群町自転車等駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について) |
| 議案第 1 号  | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 議案第 2 号  | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について                            |
| 議案第 3 号  | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 議案第 4 号  | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 議案第 5 号  | 平群町税条例等の一部を改正する条例について                                   |
| 議案第 6 号  | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                              |
| 議案第 7 号  | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について                                 |
| 議案第 8 号  | 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 議案第 9 号  | 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 議案第 10 号 | 平成 28 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号) について                        |
| 議案第 11 号 | 平成 28 年度平群町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について                   |
| 議案第 12 号 | 平成 28 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について                 |
| 議案第 13 号 | 平成 29 年度平群町一般会計予算について                                   |
| 議案第 14 号 | 平成 29 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について                        |
| 議案第 15 号 | 平成 29 年度平群町国民健康保険特別会計予算について                             |
| 議案第 16 号 | 平成 29 年度平群町水道事業会計予算について                                 |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>町長提出議案<br/>の題目</p>  | <p>議案第17号 平成29年度平群町下水道事業特別会計予算について</p> <p>議案第18号 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について</p> <p>議案第19号 平成29年度平群町学校給食費特別会計予算について</p> <p>議案第20号 平成29年度平群町介護保険特別会計予算について</p> <p>議案第21号 平成29年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第22号 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について</p> |
| <p>議事日程</p>            | <p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>  |
| <p>会議録署名議員<br/>の氏名</p> | <p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>4番 森田 勝                      5番 稲月 敏子</p>   |

平成 2 9 年 第 1 回 ( 3 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

平成 2 9 年 3 月 2 日 ( 木 )

午前 9 時開議

- |         |           |  |   |
|---------|-----------|--|---|
| 日程第 1   |           |  | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第 2   |           |  | 会期の決定について   |
| 日程第 3   |           |  | 諸般の報告   |
| 日程第 4   | 報告第 1 号   |  | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(和解及び損害賠償の額の決定について)              |
| 日程第 5   | 承認第 1 号   |  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平群町自転車等駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について) |
| 日程第 6   | 議案第 1 号   |  | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第 7   | 議案第 2 号   |  | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第 8   | 議案第 3 号   |  | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第 9   | 議案第 4 号   |  | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 号   |  | 平群町税条例等の一部を改正する条例について                                   |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 号   |  | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第 1 2 | 議案第 7 号   |  | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 号   |  | 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 1 4 | 議案第 9 号   |  | 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 0 号 |  | 平成 2 8 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) について                     |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 1 号 |  | 平成 2 8 年度平群町下水道事業特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) について                |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 2 号 |  | 平成 2 8 年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算                             |

(第1号) について

- |       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第18 | 議案第13号 | 平成29年度平群町一般会計予算について                |
| 日程第19 | 議案第14号 | 平成29年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計<br>予算について |
| 日程第20 | 議案第15号 | 平成29年度平群町国民健康保険特別会計予算につい<br>て      |
| 日程第21 | 議案第16号 | 平成29年度平群町水道事業会計予算について              |
| 日程第22 | 議案第17号 | 平成29年度平群町下水道事業特別会計予算について           |
| 日程第23 | 議案第18号 | 平成29年度平群町農業集落排水事業特別会計予算に<br>ついて    |
| 日程第24 | 議案第19号 | 平成29年度平群町学校給食費特別会計予算について           |
| 日程第25 | 議案第20号 | 平成29年度平群町介護保険特別会計予算について            |
| 日程第26 | 議案第21号 | 平成29年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算に<br>ついて    |
| 日程第27 | 議案第22号 | 平成29年度平群町後期高齢者医療特別会計予算につ<br>いて     |

開 会 （午前 9 時 1 5 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

町長より、中島副町長がインフルエンザに罹患したため、また上下水道課の島野課長が忌引のため、本日と明日の2日間、本会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。なお、上下水道課長が欠席のため、上下水道課の川口主幹と西口主幹が本会議に出席をされます。また、観光産業課の寺口主幹が本定例会の会議中、欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成29年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平群の里にも梅の香が漂い、山々の木々から春の息吹を感じる季節となりました。

本日は、平成29年第1回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多用の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、12月定例会から3カ月近くが経過し、この間の町の主な出来事や取り組み行事などにつきまして御報告させていただきます。

1月9日には成人式が行われました。式典では、多くの来賓の方々の御臨席を賜り、お祝いや励ましの言葉が新成人の皆さんに寄せられました。191名の新成人の皆さんが輝かしい人生の門出を迎えられました。これからの未来に向かって、新成人の皆様御活躍を祈念申し上げます。

1月13日には、地域の消防活動として、生駒南支部の連合出初式が平群町総合スポーツセンターにおいて挙行され、新しい年を迎えて、消防団員の消防精神に燃えた雄姿が披露されました。

1月14日には、ことしで14回を迎える竹あかりの集いが開催されました。安全・安心のまちづくりと地域のきずなを強めるための取り組みとして定着し、多くの住民の皆様の参加をいただきました。

1月15日と22日には、町民の皆様国民健康保険税の引き上げをお願いするための住民説明会を開催いたしました。国保財政は平成27年度に2,600万円余りの赤字を計上し、平成28年度においても約2億円の単年度赤字決算になる見込みであります。今回の説明会は、今後、これ以上の赤字を出さ

ないため、収支の均衡を図るための税率改正で、町民の皆様の御理解と御協力を賜るために実施いたしました。2日間の説明会では、116名の方に御参加をいただき、さまざまな御意見を頂戴しました。

1月29日には、昨年に引き続き、奈良県の冬のイベントとして開催されました奈良大立山まつりに、平群町から、4月29日開催のへぐり時代祭りの一行約60名が参加しました。あいにくの天候となりましたが、多くの来場者がお越しの中、会場内を本番さながらに練り歩き、会場のステージにおいて、へぐり時代祭りのPRを行ってまいりました。

ことしの冬はインフルエンザが流行しました。平群小学校では5クラスが、平群北小学校では7クラスが、平群中学校では、1年生、2年生で8クラスが学級閉鎖となりました。現在、終息に向かっておりますが、今後とも児童・生徒の皆さんには健康管理の指導を徹底してまいります。

2月25日には、読売テレビのアナウンサーとして活躍され、現在、御自身の体験をもとに講演活動されている清水 健氏を講師としてお招きした公開講演会が町自治連合会主催で開催されました。当日は晴天に恵まれ、約370名の参加をいただき、大変盛況な講演会となりました。

2月25日、26日には、関西最大級の寅のお祭りとして信貴山寅まつりが開催され、平群町も参加いたしました。当日は、天候にも恵まれ、県内外から多数の観光客がお越しになり、会場では信貴山フードフェスを初め、生駒郡4町と王寺町がブースを出店し、それぞれの地域の特産品の販売、地元PRを行いました。

さて、今議会は、私が初めて就任させていただいてから11回目の年間予算編成を御審議いただく場となるわけでございます。就任以来これまで、まずは財政健全化に取り組み、あわせて、子どもたちの教育環境の整備、子育て支援など、ハード・ソフト両面からの施策に力を注いでまいりました。議員各位の御理解と御協力をいただき、おかげで、まだまだ十分とは言えませんが、一定の成果は見てきたところでございます。去年は子育て支援ナンバー1宣言をさせていただいて、恋愛、結婚、出産、子育てと切れ目のない施策に取り組んでいるところでございます。

今後、まだ大きな課題が残されています。それは、10年、20年前からの町民の皆さんの願いであります町有施設の耐震化、バリアフリー化の問題であります。これまでも小中学校の耐震化は全て完了し、大規模改修につきましても一定の成果を上げ、現在は優先順位をつけながら、予算のやりくりの中で順次改修を進めているところでございます。残るは、役場本庁舎の本館、中央公民館、人権交流センターの未耐震、老朽化と手狭な図書館問題であります。既

にこれまで、議員各位、町民の皆様には、町の考え方、方針をお知らせしてきたところであり、一定の御理解もいただいていたところでございます。この議会では、中央公民館と人権交流センター、図書館の機能を統合した（仮称）平群町文化センター・図書館建設の実施設計に要する費用を計上いたしております。平群駅西土地区画整理事業の完成に合わせて平群駅前に立地することにより、平群町の中心市街地のにぎわいを創出し、平群町全体の活性化につなげていきたいと考えております。

しかし、厳しい財政状況での建設となりますので、まずは固定資産税の超過税率につきましては、改めてその継続をお願い申し上げる次第でございます。その上で、来年度、平成29年度の早い段階におきまして、第二次の財政健全化計画を策定してまいります。中身につきましては、まず行政内部の新たな改革、外部委託なども含めて、組織の見直し、給与制度の適正化、職員の資質の向上などにより、仕事の質の確保と同時に、総人件費の削減につなげてまいります。また、住民サービスの中で身の丈を超えた部分につきましては、受益者負担が適正かも含めて検討してまいります。

そのほか、行政がやるべき仕事と住民協働の仕事などの見直しも行いたいと考えています。すぐにできることと、少し時間を要する事項もございますので、そこは仕分けして、議員の皆様にもお示ししてまいりたいと考えています。

（仮称）平群町文化センター・図書館建設と本庁舎の整備は、ここ10年以内に解決すべき課題と考えております。10年、20年先の希望に満ちた平群町を議員の皆様、住民の皆様、全職員と一緒に築き上げていきたいと思っております。そのためにも、第二次財政健全化計画は大変重要な計画となります。その節は、何とぞよろしくようお願い申し上げます。

本定例会におきまして、上程させていただきました案件は、報告案件が1件、承認案件が1件、条例の改正案件が9件、平成28年度一般会計並びに特別会計の補正予算案件が3件、平成29年度一般会計並びに特別会計、水道事業会計予算案件が10件で、合計24件の審議をお願いしております。いずれにおきましても慎重に御審議をいただき、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。



本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により4番、森田君、5番、稲月君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月22日までの21日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの21日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

3月 2日（木） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月 3日（金） 本会議（新年度予算総括審議） 午前9時より

3月 4日（土） 休会でございます。

3月 5日（日） 休会でございます。

3月 6日（月） あいてございます。

3月 7日（火） 予算審査特別委員会（一般会計） 午前9時より

3月 8日（水） 予算審査特別委員会（各特別会計・水道事業会計）  
午前9時より

3月 9日（木） 文教厚生委員会 午前10時より

3月10日（金） あいてございます。

3月11日（土） 休会でございます。

3月12日(日) 休会でございます。  
3月13日(月) あいてございます。  
3月14日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より  
3月15日(水) 本会議(一般質問) 午後1時30分よ

り

3月16日(木) あいてございます。  
3月17日(金) あいてございます。  
3月18日(土) 休会でございます。  
3月19日(日) 休会でございます。  
3月20日(月・祝) 休会でございます。  
3月21日(火) あいてございます。  
3月22日(水) 本会議(最終日) 午後2時からでござ

います。

以上でございます。

○議長

続きますして

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長(高幣幸生)

議会運営委員会を先月、2月14日、午後1時半から開きました。

案件については、きょうから始まりました3月定例会の日程と、またさまざま  
な内定議案、内定について協議し、確認しています。

以上です。

○議長

次に、公共交通対策特別委員会の報告を求めます。公共交通対策特別委員会  
委員長。

○公共交通対策特別委員長(植田いずみ)

去る2月8日、午前10時より公共交通対策特別委員会を開催いたしました。

案件につきましては、コミュニティバス運行のルート、ダイヤ改正案につい  
て報告を受けたものです。

以上です。

○議長

次に、文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員会委員長。

○文教厚生委員長(森田 勝)

去る2月22日、午後1時30分より文教厚生委員会を開催いたしました。

案件は、一般廃棄物処理手数料、事業系ごみの見直しと、国民健康保険税の税率見直しについてでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長

次に、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。  
政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、私のほうより予備費の充用につきまして御報告申し上げます。

前回、平成28年8月、12月定例会以降に充用いたしました平成28年度一般会計予算の予備費の執行状況につきましては御報告申し上げます。

12月21日に南小学校裏門の防犯モニター故障に伴います緊急修繕のため、教育費、小学校費、学校管理費におきまして34万6,000円を充用いたしております。

続いて、1月16日でございます。超過勤務手当の不足により、農林水産業費、農林業費、農業委員会費に16万6,000円を、教育費、中学校費、学校管理費に12万4,000円をそれぞれ充用しております。

1月17日でございます。臨時職員の予算措置漏れにより、教育費、社会教育費、社会教育総務費に195万円を充用しております。

2月9日でございます。未熟児療育医療費の不足によりまして、衛生費、保健衛生費、母子保健事業費に6万6,000円充用いたしております。

平成28年度当初予算が2,289万7,000円に対しまして、これまでの執行分と合わせまして963万7,000円の執行となっておりますことから、執行率につきましては42.1%となっております。

以上、御報告申し上げます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、

次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月2日報告

平群町長 岩崎 万勉

次、めくっていただきまして、専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成28年12月10日

平群町長 岩崎 万勉

専決処分につきましては、28年12月10日に専決処分しております。

次をおめくりください。

和解及び損害賠償の額の決定について

平成16年4月20日午前11時15分頃、当時の平群町立南保育園にて1歳児がうどん鍋で左手を火傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 73万2,140円

であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平群町自転車等駐車場設置及び管理条例の一部を  
改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり承認することに決しました。

続きまして

日程第6 議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第1号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第7 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 8 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第 3 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

説明はわかるんですけど、なぜこういう改正をするのか、その点どうですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

人事院の勧告の要旨、中身でございますが、総合的にはですね、育児休業でありますとか、そういったいわゆる育児時間等の拡大に伴いましてですね、両立支援ということで、いわゆる子どもの減少も含めて、子どもの養育に力を入れていこうというところでの人事院の勧告の趣旨に基づいてですね、このいわゆる扶養手当を減額した原資を子どものほうに手当を厚くするという内容の勧告内容でございます。それに沿って、本町も実施していきたいという趣旨で提案させていただいております。

以上です。

○議 長

山口君。

○ 7 番

まあまあそういうことなのでしょうけども、12月議会のときはこの改正はなかったんですが、人勧、国のほうはもちろんそれに基づいて、国家公務員の給料の関係の法律は変えてるわけですが、別に平群町はそれに、ある意味、従わなくてもいいわけですよ、地方自治体の場合は。平群町の場合だったら、事例はそうはないんで、このようにはしないという選択肢もあったのを、今の課長の答弁で、平群も国と同様に子育てに力を入れるということなんですけどもね、財政的にはほとんど変わらないという、12月議会では答弁がありました。これは、職員組合とは話はされたんでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

先般ですね、職員労働組合のほうと協議を行いまして、合意をいただいているということで、御報告させていただきます。

それとですね、いわゆる財政的な面でございますが、ほとんど変わりません。平成29年度の予算、本年度、この提案させていただく予算は170万でございますが、これに係る金額でございます。それをですね、配偶者を1万3,000円から1万円、それから子どもが6,500円から8,000円にした場合は170万3,500円、3,500円増額になるということでございます。それから、30年度になりますとですね、人勸を未実施した場合は166万2,500円になるわけですが、30年度、このとおりの原案可決していただくということになればですね、168万3,000円になります。これは、2万500円増額ということで、さほど影響がないというふうに考えております。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。森田君。

○4番

この今の改定とですね、周りの市町村はどのような改正、同じような改正をしておられるのでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

全て調査しているわけではございませんが、近隣の市町村については、全てこのとおり改正されているということを伺っておりますが、一部、市のほうではですね、少し、労働組合のほうとまだ協議中というやに伺っております。少なくとも、郡内の市町村についてはこのとおり改正されているというふうに伺っております。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。



「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第3号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第9 議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第4号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

今、課長から御説明がありましたんですけどね、これもう毎年毎年、同じ案件が出てきてるんですよね。実際は、ここ10年以上ですかね、不支給になっているわけですからですね、早く労組と合意形成を図るべきじゃないか。こんな、逆に言えば、10年以上手当を出してなければ、もうないに等しいわけじゃないですか、条例が。私は、これは早く解決すべきだと思うんですよね。それ以外に支給するものがあれば、加えてですね、早く白黒をつけていただきたい、それはお願いしておきます。

○議 長

答弁いいですか。

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第4号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第4号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第5号 平群町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

議案第5号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

今、聞いてて、大分詳しい説明資料も入れていただいているんですけども、大きく4点の変更、たばこもあるから5点ということになるんですけども、最初の住宅ローンの延長については、住民にとっては、新しく住宅取得した人にとっては減税になるということで、これはこれでいいと思うんですが、その後の点について、二、三質問します。

まず、法人町民税についてですね、納めるほうの事業者の方は基本的に以前の17.3%ということで、これはメリットもデメリットも基本的にはないということですね。しかし、消費税が8%になったときからですね、政府のほう地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るためとして、一部、当時、もともと17.3あったのを12.3に、地方には12.3%に

して、法人町民税は12.3%から9.7%に変えたんですね。その引かれた2.6%、これを国税にして、それを地方交付税の財源に充てるというようなことだったわけですが、それが26年の10月からということなんですけど、それによって26年、27年の法人町民税の減収額というのはまず幾らになるのか。それから、それに伴ってですね、ふえた交付税、計算は非常に難しいとは思いますが、それは幾らか。

同時にですね、これまだ消費税が10%に上がらないとなりませんから、新たな引き下げはなりません。今の予定では31年4月ということになってるんですけども、もしそうなった場合、さらに法人町民税は6%になるわけですから、そのときの影響額、その点どうでしょうか。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、法人住民税の税率の引き下げによる影響額についてお答えいたします。

まず、法人町民税につきましては、平成26年の税制改正で税率が12.3%から9.7%に改正をされました。税率の適用は平成26年10月1日以後に開始する事業年分の法人からでありまして、課税年度としては27年度から影響が出てまいります。まず、影響額でございますけれども、27年度は12.3%から9.7%となったことで、約450万円の減少となっております。28年度の影響額は、決算見込みで試算しますと、約380万円の減収となると見込んでおります。

次に、今回の改正で法人町民税の税率が6%になることの影響額は、平成28年度の決算見込みから試算しますと、12.3%からの影響額として、約900万円の減収というふうになるように見込んでおります。900万円の減収というふうに見込んでおります。

○議長

税務課長。

○税務課長

国税に関しましては、地方法人税として事業者が国に交付した全額が交付税の原資となり、国の地方財政計画では、27年度分で4,770億、28年度で6,365億円、平成29年度においては6,375億円が交付税特別会計に繰り入れられるのが見込まれております。

平群町における普通交付税の収入額は、平成26年度が17億9,302万3,000円であったのが、平成27年度が19億1,292万9,000円、

平成26年度より1億1,990万6,000円ふえております。平成28年度が18億8,138万1,000円で、26年度よりも8,835万8,000円の増となっております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

26年10月からで、実際に影響出るのが27年度。これは半年分ですよ。10月決算以降の企業についてそうなるということで、それが今の答弁では450万円、影響額ですね。今年度はまだ3月末まで行ってませんから途中ですけれども、見込みでは380万円の減少という、今、答弁でした。半年で450万円、1年で380万円ということは、当然、今年度というか、事業としては昨年度になります。27年度、相当企業の、法人税が払う金額が落ちたということは実績が落ちたということになるわけですね。その点、まず、これはまた予算とかで議論すればいいと思うんですが、そういうことによるものということは、これは確認しておきます。

それから、それで見ればね、今、900万って、実際に31年始まったら、28年度決算見込みから見ればそうですけれども、でも、27年度決算から見れば、今の数字だったら2,000万ぐらい落ち込むということになるんですよ。その辺は、ちょっと、法人住民税については浮き沈みがありますから、一概にどこを基準にするかというのは難しい点があるんで、このことで議論してもあんまり意味ないですけれども、そうなるということは指摘しておきます。

今、交付税の点については、税務課長が答えてくれたけど、総額ではそうであってね、要するに、基準財政需要額と収入額で決まるわけだから、当然その年の国の税収、その中で、地方財政計画の中で地方交付税に配分される分が確定したらそれで決まるわけだけれども、そのうち、今まで地方に出た法人住民税が毎年金額が違ってたって、その分が国へ行ったわけじゃないですか。それが、じゃあ全体のその地方交付税の原資になっているパイの何%かわかれば、そのうち何%が平群町に入っているか、逆算していけば数字出るでしょう。その数字を言ってるんであって、これはもう、だから財政当局が答えないと本当はだめでしょう。そのつもりで聞いたつもりなんやけど。その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

交付税の試算といいますのは、今、申し上げていただきましたように、基準財政収入額から基準財政需要額、その差が交付税ということで支給されるわけでございます。基本的に、交付税の個別算定項目の中でそれぞれの税収というのはございますが、なかなかそこまで個別の税目に至っての個別算定というのが、ちょっと掌握できていないのが現状でございますので、今のところ、いわゆる交付税につきましては総枠での考え方ということで、担当課長のほうがお示しをさせていただいたようなところでございます。

○議 長

山口君。

○7 番

前から何回も言っているでしょう。財政が大変だって言うんなら、国の制度で、もともと平群町に直接入ってくる金が減るわけじゃないですか。それは、国に言わせれば当然、国が言っているのは間違いないと思いますよ。当然、東京都とか、大きいところと言ったら豊田市とか、不交付団体のところはこのことで、要するに、今まで直接入ってきたものが全額減るわけですよ。でも、交付団体については、それを本来、東京が一番大きいでしょう。すごいとってたのを国が吸い上げて地方に配るんだからふえるのは当たり前なんです。だから、それがどうなったかということもちゃんと見ないと、また新たな健全化計画を立てると言うけれども、そういう緻密なことをやっていかないと、いつもいいかげんな、いいかげんと言ったらあかんね、言い過ぎやな、要するにシミュレーションね、毎年、毎年ころころころころ変わる。変わるのはもちろんいいんです。ただ、なぜ変わったかということが全てきちっとね、ある程度の数字まで説明できるようにするというのが大事じゃないですか。だから、こういうふうに制度が変わったときに、そのことによって平群町がどれだけ影響を受けるかというのは常に出していかなあかんわけですよ。今のなんて、普通、すぐ答弁できなあかん。そんなことで、ちゃんとした再建計画なんか立てられるんですか。

これはね、能力の問題と違いますよ、やる気の問題ですよ。平群町の職員、能力ないわけじゃないんだから、何でそんなこと、すぐ答えられないんですか。計算してないんですか、ふだんから。全部そういうことを計算すべきですよ。きょう終わるまでに出してもらえますか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、ちょっとどこまで、いわゆる交付税の算

定につきましては、個別の算定経費の中で、どれだけ税額が反映されているかというのをごさいますので、その辺、ちょっと確認をさせていただいて、詳細、出せる範囲でお答え申し上げます。

○議長

山口君。

○7番

試算すれば出るんですよ。僕でも数字もらえれば、すぐ計算して出せると思いますけどね。

その次にね、法人住民税についてはそれでいいですけども、軽自動車税ね、1年延びて、去年から上がったわけですけども、27年度から新たに購入した軽自動車についてですね、税率が、ことしからやね、28年の4月から引き上げになったわけですけども、それに対して、燃費性能に応じた税率を軽減するという特例が、今年度1年限りだったのを来年まで延長すると。そこでまた、今度の新たな税金には重課税というのが、経年重課というのが出されてるわけですけども、そのことは別にしてですね、標準税率引き上げによる増収額と、それとグリーン特例による減収額、それぞれ幾らになるのか。

また、グリーン化特例による減収への補填、これは国や県ですね、あるのかどうか、その点どうでしょうか。

○議長

税務課長。

○税務課長

軽自動車税の標準税率引き上げに伴う増収額とグリーン化特例による減収額についてお答えいたします。

平成28年度課税分で、標準税率引き上げによる増収額は、原動機付自転車、軽自動車税を含めて、約320万円の増収となっております。また、グリーン化特例による、経過による影響額は、軽自動車191台で75万8,200円の減収となっております。また、グリーン化特例による減収分については、現制度では国からの補填等はございません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

それからですね、環境性能割の創設ということで、これも先の話なんでね、次出てきたときは、「これ何ですか」って、また聞かなあかんぐらい、実質2年以上後に、実際、結果としては3年後に出てくるようなことになるわけですね。

れども、しかしこれ、グリーン化のほうはいいんですけど、環境性能割のほうについてはですね、新たな増税になるように思うんです。これまでいろんな国のほうの議論とか、いろんなニュースで自動車取得税が廃止になると。これは、自動車業界の強い意向を受けて廃止するというのに、早くから言っていましたよね。ちょっと延び延びになってきてたわけですので、これが消費税10%を機に廃止するという事なんです。廃止になったら、当然、自動車買ったときに取得税がなくなんねんから、買う人にとってはメリットあるのかなと思ったら、最後のところですね、何でしたっけ、新たなそれにかわる税金がかかると。それはほとんど一緒やというようなことなんですけれどもね。実際、じゃあ新車を購入した場合にね、購入者は増税になるんですか、減税になるんですか。同時に、今度の改正で、町の財政への影響というのはどうなるんでしょうか。その点どうでしょうか。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、環境性能割の導入で新車を購入した場合の購入者は増税になるのかについては、環境性能割につきましては、燃費性能のよい車は税負担が軽くなり、燃費性能の悪い車は税負担が重くなるという税率設定となっております。現行の自動車取得税の税率は、エコカー減税を適用することにより、普通車は非課税から3%、軽自動車税は非課税から2%と、6区分となっております。今回の環境性能割は、普通自動車は非課税から3%と4区分、軽自動車税は、当分の間は非課税から2%の3区分となります。このことから、自動車取得税と環境性能割の比較では、普通車では、平成32年度燃費性能基準を足した車は環境性能割のほうが自動車取得税よりも減税となります。それ以外の車は増税もしくは同額となります。軽自動車税につきましては、平成32年度、燃費性能プラス10%達成車は非課税となり、減税とされますが、それ以外の車は増税もしくは同額となってしまいます。よって、環境性能のよい車を買われた方については減税となります。

それと、町財政の影響額でございますけども、現在は自動車取得税交付金として、奈良県より道路の延長、面積に応じて66.5%が交付されております。平成27年度の決算額では交付金が1,605万1,000円となっております。今回の改正により、自動車取得税交付金が廃止され、新たに環境性能割が課せられることになり、軽自動車税の環境性能割が町の収入となります。

普通自動車の環境性能割については、奈良県より、道路の延長面積に応じて61.75%が交付される制度が創設されます。一応試算しますと、軽自動車

税の環境性能割では約200万円、普通自動車の環境性能割の交付金としては約1,100万と見込んでおり、自動車取得税交付金より約2割ぐらい減収するというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。山口君。

○7番

今回の町税条例の改正案に対しては反対をいたします。

先ほど、質問、また答弁でもありましたけれども、住宅ローンの控除制度の延長については住民に対する減税であり、評価するものでありますけれども、法人税についてはですね、税を納める法人事業者にとってはメリットもデメリットもなく、税の一部を国税の交付税にして算入するという事で、財政力の弱い自治体にメリットはあるものですね、その前提条件が住民にとっては耐えがたくなる消費税の10%への増税であること。また、自動車税の廃止とそれにかわる新たな制度ではですね、一部の燃費基準達成車以外は同額か増税になるということが今の答弁でも明らかであります。また、町にとってもですね、地方交付税の算入の金額は今の答弁ではわかりませんでしたけれども、直接の収入では減少すると、これらのことも含めて、本条例改正案には反対をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○1番

私は、この条例に対しては賛成の意見でお話させていただきます。

地方税等の一部を改正する法律ということで、国会議員が決められたことでありまして、準則として尊重すべきであると思います。特に、自動車に関しましては、車が古くなってきますと、やはり環境を汚したりということがございまして、いろいろそういった環境に対しては税金がかかるものであると思いますので、そういったところにも増税部分については回っていくものだと思います。



す。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第5号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議 長

挙手多数であります。よって、議案第5号 平群町税条例等の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第11 議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第6号 提案理由説明

○議 長

井戸君。

○3 番

議案第6号について、修正案を出したいと思いますので、休憩のほう、よろしく申し上げます。

○議 長

それでは、10時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

本案に対しては、井戸君と山口君より、お手元にお配りいたしました修正の動議が提出されています。この動議は、所定の発議者がありますので成立いたしました。したがって、これを本案と合わせて議題とし、提出者の説明を求めます。井戸君。

○3 番

議案第6号で、約2億5,000万の町税増税を1億2,500万にするものです。

では、提案理由を述べさせていただきます。

議案第6号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、平群町の国民健康保険税を総額で約2億5,000万円を増税するもので、加入者の国保負担額は現行の1.6倍にも上ります。町のモデルケース試算では、加入者65歳以上2人、年金収入250万円世帯で9万4,700円。加入者4人で、事業所得300万円世帯で26万5,400円。加入者4人で、給与収入350万円世帯で21万9,800円の増税となる。このような2億5,000万円という大幅な増税は、加入者、住民の暮らしを大きく圧迫することになる。「こんな高い国保税を払わなあかんかったら平群を出ていく、引っ越す」、「こんなに増税されたら暮らしていけない」などの声が寄せられている。

また、農家、小企業、ベンチャー企業への打撃は深刻である。さらに、奈良県で断トツ1位の税額は、定住促進の観点から考えて、風評被害も深刻である。そしてまた、平群町民の可処分所得が約2億5,000万円減ることから消費も落ち、町内の経済にも大きな影響が出る。平群町の国民健康保険会計の状況から、国保税の料率の引き上げはいたし方ないにしても、加入者の負担をできる限り抑え、人口流出にもつながらない負担増にするべきとのことから、今回の修正案を提出した。

町の増税総額2億5,000万円の理由は、平成29年度国保会計の単年度収支を赤字にしないことである。修正案の増税額は町案の半分の約1億2,500万円である。町案との差額1億2,500万円の財源は、以下の1から5で賄えると考えます。

1、新年度予算案の歳出の一般被保険者の給付費を、今年度決算見込みの伸びを、この10年の平均の3%とする。このことで、新年度の給付費は18億

4, 473万円になり、予算案より5, 769万5, 000円減り、国保税を2, 885万円減額できる。新年度予算案の予備費を使い、2, 000万円を減額する。3番目、国保税2億5, 000万円の増税で、一般会計の住民税は約1, 500万円の減収になり、1億2, 500万円の増税で7, 500万円の減収、この差は750万円、翌年度ですね。4番目、国保税2億5, 000万円の増税は、県内で最も高い税額になり、近隣との比較で1.3倍になり、住民の流出につながることから、住民1人の町財政への影響は、地方交付税27万7, 000円、住民税5万1, 000円の合計32万8, 000円になるので、住民がもし200人ほど流出すれば6, 560万円の減収になる。5番目、また、その他、保育料等も区分がありますので、収入源が見込まれて、減少分などを算定しますとそうなります。

以上です。

○議長

それでは、これより本案と修正案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

町案に対して質問させていただきます。

まず、1.6倍の増税ということで、さっきもありましたし、この間、町のさまざまなところでの説明でも、年収350万の4人家族で給与所得350万なら53万円の負担になると。住民の支払い能力を既に超えているというふうに思うんですが、この点について、どのようにお考えでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

議員お述べのようにですね、住民説明会の資料にも掲載させてもらっております。給与収入350万で家族4人、介護分2人の計算としてですけども、収入に占める割合が15%になるということです。確かに大きな保険税負担をお願いすることになります。心苦しいです。広域化ももう間もなくでございます。28年度末で累積赤字も2億円を超えるということも予測されます。これ以上の赤字を出さないための税率改正ということでございます。後世にですね、この赤字をふやすことはしてはいけないというふうに思っております。今回、思い切った税率改正でございますが、支出に見合った税の確保ということで、今回提案をさせていただきました。

○議長

山口君。

○7番

いや、そんなこと聞いてないですよ。そんな説明は、もうこの間さんざん当局のほうから言われてることですし、去年の11月以降言われてることですから。そうじゃなくって、私が今聞いたのは、住民にとってね、今、たまたま一番わかりやすい例として、給与収入が350万円が53万円になるということは、15%を超えるわけですよ。年収ですよ。ほんで、この350万というのは可処分所得幾らになるか、すぐ計算はできませんけれども、このほかにですね、当然、国保に入っているということは、国民年金も月1万6,000幾ら払わなだめだし、これも夫婦2人の場合だったら2人分、3万何ぼ払わなあかんですね。それだけでも30数万。そこへ住民税引かれます、所得税引かれます。そういうふうに見てきたらね、可処分所得、前に1回計算したことがあるんですが、相当減るんですよ。だから、その点を持ってだから、こんだけ上げて、住民の支払い能力を超えてると思うかどうかって聞いてるんです。思わないなら思わないって、町長、はっきり言ってもらったらいんです。その点どうですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、議員の御質問ですけれども、確かに、収入の15%を超えます。ということですね、確かに大きな負担を強いることになります。ただ、この給与収入で350万という一つの試算でございまして、今、国保の加入者の方、半分以上が65歳以上ということございまして。ということで、こういうふうな給与収入の方というのはそんなに多くないというふうに思ってるんですけども、ただ、国民年金払い、住民税払いというふうになればですね、かなり大きな負担ということで、かなりしんどくなるということは理解しております。

○議長

山口君。

○7番

年金生活者が半分近く占めてるという話、この間、されてます。公的年金の場合は給与所得より控除が大きいのですから、上げ幅は同じ、例えば同じ350万であったって、給与所得ほど上がらないというのはあります。しかしね、じゃあ65歳以上の公的年金を受けてる人は、これと別に介護保険払うわけですよ。これは、64歳までの人は国保の中に介護、2号被保険者の分入ってますから、一概に比較、簡単にはできないんですが、だから、そのところをどう思うか。要するに、もう超えてるという私は認識を持つべきではないかという。このことは、もう議論したって一緒ですので、指摘しておきます。

それから、今も出した年収350万の4人家族、町のモデルケースCのところですよ。協会けんぽ、それから町の職員の皆さんが入っておられる共済健保、それなら大体21万、同じ条件で試算すると21万4,355円。ほんで、今度値上げになったら53万ちょっとですから、大体2.5倍になるんですよ。じゃあ職員の皆さんが払ってる金額の2.5倍を国保に加入してる人は払うわけです。金額にすると31万5,000円も高い。このことについては、町長、どのように思われますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

お答えさせていただきます。

国保というのはですね、国民皆保険制度の最後のとりでと言われております。被用者保険でカバーされない全ての住民の方が対象でございます。皆様の健康を守るための大きな支えとして役割を果たしてきたと思います。その皆保険制度のしわ寄せがですね、今、国保に来てるということでございます。受益と負担のバランスがとれてない状況ということで、多くの国保が財政危機に陥っている現状やと思います。ただ、平群町の場合も、今、おっしゃってくれはったようにですね、協会けんぽやとか被用者保険というのは、基本的に労使折半でございます。加入者が、現役の若い世代の方が加入されている健康保険とは違いましてですね、国民健康保険は自営業者の方とか企業を退職された方というふうですね、多くの方で占めておりますので、全く環境が同じではございません。医療費も、厚生労働省が出してるデータによりますと、国保の約半分ですね、医療費が半分ぐらいになってるということも出ております。それで、当然ですね、保険者間の不公平感を解消するために前期高齢者交付金という制度が創設されてですね、今、国保のほうの財源の多くを占めているということになっております。

そういうことですね、当然、今おっしゃってくれはったように、2倍以上の開きがあるというのは、もう国保の問題だけじゃないと私は思っております。だから、今後ですね、国のほうでいろんな改革をされてくると思います。広域化も含めてあると思いますけども、やはりそれにつきましては、やはり大きなパイで、組織で動いてもらわな、私らではどうにもならないというふうには思っております。

○議 長

山口君。

○7 番

今の最後の部分は同感してます。おっしゃるとおりなんです。国の責任が一番大きいんです。

しかしね、制度、当然国も変えざるを得なくなるでしょう。今回、平群町でこれだけの問題になっていきますけれども、前も言いましたけれども、これはもう、全国で同じような問題が起きてくるんです、今後。30年度以降、都道府県が国保の財政を扱うということになれば、さらにその問題、広がっていくというふうに思うんですね、税率を決めるのは市町村ですから。ただ、医療費の支払いについては県のほうで責任を持つということになってくるので、そこでもまた矛盾も出るでしょう。またそうなってくると、当然、国も法的な問題の部分も含めて変えていかざるを得なくなる。

しかしね、それはそうなんです。そのことは前提とした、わかった上で、わかった上でですね、2.5倍。今の税率だったら2.5倍じゃないですよ、2倍にもなってないですよ。例えば、近隣の生駒、三郷、斑鳩の3市町と比べて、その3市町は大体一緒ぐらいです。税率については違いはあるけれども、大体大きくはそんなに変わらない。そこと比べたら、大体2倍ぐらいですよ。それが2.5倍で、金額も31万も負担がふえる。もちろん、制度の違いもあるんですけども、そのことについても、もう言うまでもないですけども、この間、協会けんぽに、昔は政府管掌健保でしたし、今は協会けんぽ、それから組合健保にしたって、そこから国保のほうに、国がですね、法律変えて、どんどん金が流れてくるようになってる。その一番大きいのが前期高齢者交付金じゃないですか、今の制度としてはね。そのことで、平成20年度に上げなくていい1億2,000万上げて黒字がずっと続いた。今度は、その前期高齢者交付金が、全国的に平群町がそれまでよそよりも率的には高くもらってたのが同じようになってきて、それで、また一方で医療費もずっと伸びてきて今の状況に至った。大体これが大きい流れだと思うんですね。ここは認識は一緒だと思うんですが、私は気持ちの問題、要するに、地方自治体というのは、町内に住んでる住民の皆さんの生活を守る、福祉の増進をする、これが地方自治法の最初に書いてあることですよ。そういう観点から見て、協会けんぽの2.5倍、31万も、年間30万と言ったら、月2万5,000円ですよ。2万5,000円も負担がふえる。それも年収350万といたら、月平均で30万ないんですよ。可処分所得で言うから、月20万いかない、もうこうなってくると。ここに住んでられない。

先ほど、井戸議員のほうから趣旨説明にもあったように、本当に住んでられないという声が出てきてるんです。一昨日も私のところの家に昼間、ちょうど電話ありました。何とかとめてくれと。もう暮らしていけん。その人は年金生

活やおっしゃってましたけど、350万ぐらいの年金やおっしゃってました。こんな金額になったんじゃ食べていけない、何ともならない。出ていける人はいいんでしょうけども、出たくても出ていけない人も、もちろんそっちのほうが圧倒的に多いと思うんで、そこで聞いているんですよ、どのように思うかって。仕方がないでしょう、今までの答弁は。国保財源が足りなくなったんだから仕方がない。いや、そこはね、やっぱり私は、住民に責任を負う町としてどう判断するか。特に町長、何もおっしゃらないけれども、先ほどの支払い能力を超えているのかどうか。それから、協会けんぽの2.5倍についてどのように思うのか、そこに何も答えられない。もう同じ答えじゃないですか。私はそんな、財政が足らんからこうするんだというのを聞いているんじゃないで、そのことに対してどう思うか、言うんですね。じゃあ町長どうぞ。

○議 長

町長。

○町 長

今回の税率改正によりまして、被保険者の加入者の皆さんには大変な御負担をおかけするということにつきましては、私も本当に十分認識いたしておりますし、まことに、本当に心の痛いところでございます。

先ほどから、この制度の話はさて置きまして、そういう制度の中で、国民健康保険が市町村の責任として運営されているわけでございまして、結局ですね、給付に対してですね、前期高齢者交付金、あるいは国や県の補助金をいただく。それに加えて、最終的には被保険者の方の税金で賄われてるわけでございまして、今現在、既に平成27年度で赤字になっております。そして、28年度でも2億円前後の赤字が予想される中、この改定を行わなければさらに赤字が膨れると。その赤字は誰が補填するかとなれば、結局はですね、被保険者の皆様にしわ寄せが行くわけでございまして、この平群町の国保が赤字だからといって、特別に国や県、あるいは前期高齢者交付金がふえるという制度になっておればですね、それもよしとするわけでございますが、結局は、もうそこには一定の計算式で出てくるわけでございまして、じゃあ今回、この被保険者の皆さんの生活が苦しいのはよくわかるわけでございますが、それをですね、じゃあ半額にして、じゃあ当面しのいだといたしますればですね、逆に今度はそれ以降の30年度以降にそれ以上の御負担が、それこそもう本当に生活ができない、暮らしができない税率でその赤字を埋めていかなければならないということになることを考えればですね、やはりここは心を鬼にして、町民の皆さん、被保険者の皆さんにお願いしていくことが、今となっては一番の方法ではないか、これしかない方法ではないかというふうに認識しているわけでございます。

そういうこともございまして、できるだけ多くの被保険者の皆様に御理解を得るべく、これまでも努力してきたわけでございますけども、この議会の中でも議員の皆さんの御理解を得ながら、議員の皆様にも、その町民の皆様と接するときにそういう御説明をしていただけないかということで、今回、提案しているわけでございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議 長

山口君。

○7 番

付託議案ですから、しつこくはやりませんが、要するに、今の財政状況を理解することと、実際にみずからの収入の中からこれだけの金額を払うという問題はね、それはちょっと違うんですよね。だから私は数字の話じゃなくて、今聞いているのは、実際に払える金額なのかどうか。そのことによって住民の暮らしがどうなるのか。町長の話聞いてたら、まだまだ上がるかもわかりませんよ。もちろんわかりません。でもさっき、課長が答弁したように、国のほうが一定法律を変えざるを得なくなる状況というのは生まれてくるんですって、医療費がどんどん上がっているということになれば、高齢化の中で。いや、それはわかりません。でも、前の、要するに平成19年に赤字になって慌てふためいて20年度に後期高齢者支援金分もそのまま全部上乘せして増税したのは全くの間違いだったじゃないですか。こんな誰が見たって、その後の経過を見れば。あの制度だって、国がそれまでの国保ではもたないから、前期高齢者交付金を何で入れたかと言ったら、その前の老人保健制度よりも、そのほうが国保をやっている地方自治体、特に小さい自治体にとっては、ほかの協会けんぽや組合健保から入ってくる金が多くなるということで制度が変わったわけじゃないですか。住民にとってよかったかどうかは別にして、市町村の国保会計にとっては、あれはメリットだった。それを何ぼ言っても先のことはわからないとか何とか言いながら値上げしたんじゃないですか。

だから、その反省に立つならね、もうちょっと動きをきちっと見て、今すぐ赤字になってるからといって慌てふためいて、もちろん赤字をそのまま放っておけと言ってるんじゃないですよ。でもさっき、井戸議員から提案説明あったように、さまざまほかの平群町の財政とも考えてみればですね、そこまで一気に上げなくたって、住民の暮らし向きも考えながら、2億5,000万という金を一気に上げる必要はないんじゃないかという、私はそっちのほうが至極当たり前のことだというふうに思いますんで、もうこれは答弁求めませんが、そのことは指摘しておきます。

○議 長



ほかにございせんか。馬本君。

○ 1 2 番

非常に増税は増税ですけれども、一つちょっと振り返りたいなと思いますねんけど、なぜこのような高額な税率を変更せねばならないようになったのか。担当課長、今までの経過、いろいろとあると思いますけども、なぜこのようになったか、その原因について、ひとつ御答弁願えますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

失礼します。

今、山口議員からですね、20年に間違った税率改正というふうにおっしゃっておられます。私ども、間違っているとは絶対に思ってません。それで、当然、それだけじゃなくてですね、黒字になった理由も、その税率改正でもそうやと思うんですけども、ただ、20年のその改正時からですね、議会でもかなり質疑をしていただきました。そして、20年の最初のほうから、9月議会ですかね、高過ぎる国保税を引き下げよという一般質問、これ、20年の9月議会から4回ぐらいされております。また、被保険者からの2回にわたる請願、そして議員発議3回ということですね、26年の3月議会まで引き下げの提案がございました。

いろいろ議会のほうとも御相談をさせていただいてですね、当然、血税でございましてね、余った分はできるだけ住民の皆様へ還元をしようということですね、23年度の資産割廃止を皮切りにですね、26年度までですね、4年連続の減税をさせていただいたところがございます。これによりましてですね、県下でも最低に近いところの税率になってきております。1年でもそれが続けば、その分、反動が大きくなってですね、当然、医療費に見合った税の確保ができなかったという事態に陥ってるということがございます。

○ 議 長

ほか、ございせんか。城内君。

○ 2 番

経験も少ないし、余りようわかってんのかないう感じもあるんですけども、ごくレベルの低い話ですけども、簡単なことをお聞きします。

月々の医療費を健康保険組合に現金で払わないかと聞いてますが、そのとおりですか。

○ 議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

失礼します。

保険給付費ですね。皆様が医療機関へ行かれて受診された分の医療費、基本的には7割の保険給付、それと前期高齢者の方であれば8割、9割、そして子どもさんですね、就学前は8割給付ということで、私どものほうが審査支払機関のほうに支払いをさせてもらってます。それは、病院のほうがですね、レセプト、診療報酬の請求を審査支払機関のほうにされます。その中で、中身のチェックが終わった後ですね、私どものほうに請求が来ます。それが、月によって違うんですけども、会計課長はよく御存じだと思んですけども、一般、退職含めて、医療費と言われる部分についてはですね、毎月1億5,000万程度。それから、後期高齢者支援金や介護納付金やということを支したらですね、月2億円以上の国保会計からの支払いがあるということでございます。

○議長

城内君。

○2番

今の予算とかいろいろ聞いてたら、2億5,000万、毎月払われてたら、何カ月、ことしずっともちますか。それ、素人的に非常にあれで足らんのじゃないかという気がします。それ、いかがでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

確かに、2億の毎月支払いがあるということですので、今、ことしの累積の赤字が2億強を見てます。ということで、最後の支払いができなくなってくる可能性もございます。それについてはですね、また会計課長と御相談させてもらわなあかんですけれども、特別会計の会計上はですね、繰上充用ということで、次年度からお金を借りてきてということで精算しますけれども、実際お金動きません。お金というのは、その期はありませんので、会計課のほうでお世話になるか、また一時借り入れするとかいうことになるかと思えます。

○議長

城内君。

○2番

ということは、半分にして1億2,500万しか増税しなかった場合、1億2,500万の、単純に計算して1億2,500万の赤字がふえると。その上に、現金のあるそのために、また別のほうで、何らかの借り入れが発生すると、それも損になるということで、私も自分自身でいろいろ素人なりに試算してみ

たんですけども、計算上、1億2,500万、そのようにしたら来年はその分ふえるなどというだけではなくて、やっぱり5億近い数字になるんじゃないかと思います。そのことを考えて計算されてるのかなと思って、非常に皆さんの御意見に対して心配しております。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。窪君。

○10番

今、井戸議員のほうから趣旨説明がされましたが、提案理由の中にも修正案の増税額は諸案の半分というふうに記載をされております。井戸議員にお尋ねをしたいんですけども、近隣でこのような同額の税率の自治体を想定されておられますでしょうか、まずお尋ねします。

○議 長

井戸君。

○3番

ちょっと詳しい、パターンによって変わるんですけども、私が断トツ1位は困るという、風評被害が心配だということで、大体2位から5位におさまるのではないかと。それでも奈良県では2位、5位なので、高いんですけども、そういうふうに見ております。

○議 長

窪君。

○10番

具体的な自治体名をお示し願いたいんですけども。

○議 長

窪君。

○10番

国保の運協、私も会長させていただいておりますので、井戸議員のほうから生駒市というお名前がよく出てまいります、半分ということは、生駒市なのかと想定されておられるのかと思いますが、質問、具体的にかえさせてもらって質問させていただきたいと思います。生駒市でしょうか。

○議 長

井戸君。

○3番

いえ、特定のというというわけではなく、パターンによって生駒市とは限らないので、パターンA、パターンB、パターンCで、それぞれ1位にはならな

いようにという設定なので、生駒市というわけではないです。

○議 長

山口君。

○7 番

今の窪議員の質問は、要するに、料率が一緒とかということじゃなくって、どれぐらいのとのことということですね。それは、先ほどほかのところでは言いましたけど、生駒市、斑鳩、三郷、大体同じような、要するに、試算すれば一緒のような数字になるんで、ほぼ生駒市、斑鳩町に近いというふうに考えていただければいいと思います。

○議 長

窪君。

○10 番

わかりました。生駒、斑鳩、三郷という感じのところだということを受けとめさせてもらいます。

私も、これ、付託案件ですが、文教厚生委員会委員ではありませんので、ここでちょっと何点かだけ御質問させていただきたいと思います。

それと、資料請求をさせていただきたいと思います。

今回、町の提案は、平成29年度単年度で赤字を出さないための税率改正案ということであります。大変上げ幅が大きいので、住民の皆さんからも、段階的に税率改正ができないかというお声はよくお聞きをしております。そこで、資料請求ですけれども、今回の税率改正を、今、修正案で出されました、今、山口議員のほうからも言われました、約半分にした場合、私も生駒市かなというふうに考えておりますが、生駒市、また三郷並みの税率にした場合の将来的なシミュレーションを資料として提出できますでしょうか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの窪議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

当然ですね、29年度にですね、生駒市さんの税率にした場合にですね、平群町との乖離がございます。その分と、28年度決算時における赤字の分を含めてですね、30年度以降にその分をまた増税をするということになると思います。ただ、30年度に限ってはですね、まだ県のほうから数字が出てきておりませんので何とも言えませんが、とりあえず平群町の赤字を消していくということで、シミュレーションをつくらせていただきたいと思います。

○議 長

窪君。

○ 10 番

では、将来的なシミュレーションのほど、わかりやすいもので提出をお願いしたいと思います。

それから、町長のほうからも住民説明会 2 回とっていただきました。私も参加をさせていただきましたが、その中でですね、このような税率改正をしなければならない理由の一つとして、やはり国保税が県内でも大変低い現状ということで、今、馬本議員さんの御質問でもございましたが、この住民の方から、このように低い現状にしてきた、減税してきたことは議会にも大きな責任があるという御意見を述べられておりました。

そこですら、今、平成 20 年以降の国保税に関する議会の流れ、大体の動向ですね。今、馬本議員さんの質問に対する御説明がございましたが、議会だよりも公表、これは全部されてると思います。ずっとですから、約 8 年近くものは公表されておりますので、議員の賛否なども公表されておりますので、議員の賛否を初め、平成 20 年から直近までの財政状況も合わせた、わかりやすい資料を提出していただきたいと思うんですけど、できますでしょうか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

ただいまの御質問ですけども、どの時点でお出しさせてもらったらいいでしょうか。

○ 議 長

窪君。

○ 10 番

できましたら、予算の委員会、明日は予算総括ですので、予算委員会、一般会計の予算委員会のときの資料請求、皆さんされると思いますので、そのときに提出をお願いできたらと思います。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

議会だよりをちょっと借りてきて、する作業がございますので、ちょっとお時間いただかなあかんかと、今聞かせてもらったんですけども、来週の火曜日ということなんで、ちょっと頑張ってつくらせていただきたいと思いますので。

それから、収支の状況ですけども、収支と、それから余剰金の合計ぐらいでよろしいでしょうかね。そしたら、そういうのをつくらせていただきます。

○議 長

窪君。

○10番

わかりやすいもので、ちょっと、今言われたように、引き出してもらわないといけないと思いますけれども、町民の方々にもこういう御意見がございます。まして、隠すことではございませんので、資料請求させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長

ほかにございませんか。井戸君。

○3番

今回、苦しい、こちらも修正案自身も増税なのであれなんですけども、私は文教厚生委員なので、文教厚生に関してではなく、今回ね、政策推進課になるのかちょっとわからないんですけども、お聞きしたいんですが、こういう大増税が実際あった場合、住民さんからすれば、実際大変やということで、私が前から言っています、断トツ1位になることの風評被害ですよね。1位になるというものの風評被害等、これが1点、どのようにお考えになっているのかという点と、もう1点は、やっぱりもし2億5,000万円増税した場合に、どの程度、経済的な打撃が平群町内で受けるのか。やはり、私らもわかっていても、どこまで行政の方が考えられているのか知りたいので、その辺、ありましたらお考え、2点よろしくお願いします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、井戸議員の御質問でございます。

ちょっと概念的な話になろうかなというふうに思っておりますが、今回、国保税の改正ということで、かなり住民の方には御負担をかけるような税改正となっております。我々のほうが御提案させていただいたもの、また議員の皆様から御提案させていただいたもの、いずれにいたしても増税ということに、議員お述べのように、なるかと思えます。確かに、断トツで1位というのは、あんまりその言葉だけを捉えるとよくない響きになろうかなと思えますが、国保会計というもののなりわいといいますか、制度上の仕組みからすれば、一定の御負担はという部分はある程度いたし方ないのかなというふうに理解しております。ただ、そこばかり強調されてアウトプット、外出ししてしまいますと、やはり住民の方の感情論的なもの、また見方というのもよくないかなというふうに思っておりますので、そこは住民さんのほうに、この制度の改正というの

を十分今後、どういう判断になるかわかりませんが、御理解いただくような広報であるとか周知等に努めてまいらないかなのかなというふうには、まず1点、考えております。

それと、あと経済的な効果につきましては、一定、可処分所得の問題も列記をさせていただいておりましたが、実際に担税される方の資力というのがそれぞれ、確かに試算はさせていただいてはおりますが、どのような状況になっておるかというのは個々の話になりますので、そこはちょっと、経済的な効果というのは承知できないというのが現状でございます。

○議長

井戸君。

○3番

お聞きしたのは、答えを出すのはすごく大変なことなんですけども、一般の方には増税は、言うなれば、今、360万円の方にとっては、消費税20%相当になるので、やっぱりこの前、文教厚生委員会では健康保険課長しかおられてなかったんで質問しても、どうしてもちょっと分野が違うので、やはりそういうのは、全庁的にいろんな考えを持ってやってほしいなということで、今の質問をさせていただきました。答弁は結構でございます。

○議長

ほかにはございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案と修正案に対する質疑を終結します。

お諮りします。

本案と修正案は、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案と修正案は文教厚生委員会に付託することに決定しました。

続きます

日程第12 議案第7号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について

て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第7号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4番

当条例改正についてですけど、障がい者に対する免除はよくわかるんですけども、なぜ北公園のテニスコート、中央公園はあるんでしょうけども、これを利用したいという要望があるから当然上がってきてるんじゃないかなと思うんですけども、具体的な御要望はどこから、どのような状況で上がってきたのか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議員も御承知のとおり、現在、中央テニスコート、体育施設の管理については地域振興センターに委託しております。振興センターのほうで委託をしている中で、利用者からの要望等々が非常に強いというふうなことが原因でございます。ちなみに、現在行っております早朝利用で中央公園のほうでやっているんですけども、大体27年度の利用実績で言いますと、約65%の方が利用されておって、北公園のほうでも、ぜひ早朝に利用させてほしいというふうな要望が強かったというふうなことで、管理を行っております地域振興センターとも協議の上で、今回、条例改正をさせていただきました。

○議長

森田君。

○4番

実数はやっぱりつかむべきだと思うんです。65%はわかるんですけども、指定管理で地域振興センターはわかるんですけども、逆に言えば、地域振興センターのコストはどうなるんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

件数で言いますと、今現在、27年度、中央公園で実施してますけども、7



月、8月、9月、3カ月の早朝利用を認めるということにしてますけども、184日あって、そのうち120件の利用があるというふうなことで65%です。この早朝利用を認めることでコストがどうなるかということですけども、今現在の運用としましては、利用者との信頼関係も含めてあるんですけども、かぎの管理を利用者と相談しながらというか、利用者にそのときにお渡ししてということで、コスト的には地域振興センターのほうがコスト高になるというふうになるというふうなことではないというふうに聞いております。

○議長

植田君。

○6番

今、ちょっとコスト的には変わらないということだったんですが、それならね、今回、北公園テニスコートだけが早朝ですよ。この早朝の延長が行われると。これ、中央公園と北公園は同じ時間帯あける形になるんですが、総合については、早朝7時から9時もないし、それから19時から21時もあけてないという、ここに料金表がないということは、その時間は閉めてるということなんですけども、コスト的に変わりが無いのであればね、一緒に、同じ条件を全てのテニスコートでしてもええんちゃうかなと、私は単純に思ったんですけども、その点はどうなのでしょう。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

コスト的には、ほとんど今、今回の北公園の部分を拡充することによって、それほど影響は、全くとは言い切れないんですけども、ないというふうなことで振興センターのほうも判断してくれたんですけども、そういう意味じゃ、総合の4面もというふうなことで、利用者のニーズに応じたというふうなことになると思うんですけども、先ほど申し上げましたように、現行で中央公園の要望があつて、以前からそういうふうにしてるんですけども、それで約65%程度の利用率ですんで、とりあえず今回、北公園の2面を拡充することによって様子を見たいというふうには思います。拡充したことによって、さらにまた総合のほうでもというふうな要望が強くニーズとしてあつて、実際に使っていただけというふうな状況が確認とれるようでしたら、それはそれでまた考えてみたいというふうには思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第7号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第13 議案第8号 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第8号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

今、場所の変更が理由になってるんですけども、こんなことは理由じゃないと思うんです。それは手段の問題だと思うんで、なぜそこに移す必要があるかというのをお聞きしたいんですけども。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

一時預かり保育につきましては、経過で言いますと、平成14年からはなさとこども園ができたときにスタートしてるんですけども、ゆめさとこども園が平成27年から開園することになりました。もともと、そのはなさとのこども園のほうでやっております一時預かり保育の事業につきましては、保育室を使ってやっているんですけども、そこでいろいろ延長の保育とか、プレイルームにしたりとか、PTAの役員さんのお話をする場所とかいうふうなことで、兼ねてやっておったんですけども、非常にそういう意味じゃ、非常に施設的に狭隘な状況があって、平成27年のゆめさとこども園が開園するに当たっては、正式に一時預かり保育を行える部屋を設置して、そこに移行して、はなさとのほうでは、いわゆる多目的な部屋とか研修室とか相談室とか、これまで手狭であった部分について充足させていけるといふふうなことの計画の中でおりました。ただ、ゆめさとこども園、27年に開園していますけども、開園当時、まだまだいろいろ不安定要素もありましたので、当面、はなさとのほうで現行どおりやっっていこうというふうなことであったんですけども、3年目を今度迎えますけども、ようやくゆめさとこども園のほうも安定してきましたので、本来の方針でありましたゆめさとのほうでしっかりと一時預かり保育をやっっていくというふうなことで、今回改めて条例改正をさせていただきました。

○議長

ほかにございませんか。山本君。

○1番

このたびのはなさとこども園からゆめさとこども園の変更になるんですが、これは場所の移転だけであって、中の、例えば預かりされる保育士とか、それから開始時間とかの変更はございませんか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今回、場所の変更ということだけで、中身については変わりございません。

○議長

山本君。

○1番

ありがとうございます。今まで、はなさとこども園で預かっていただいていた保護者の方からすれば、近いところで預けてもろうてたら、またゆめさとこども園に移動になるということは、多少遠くなったりというふぐあいも聞かれてくるんじゃないかと思えます。4月1日から施行されるということであれば、しばらくちょっと調査をしながらですね、一時預かりを利用している住民さん

たちの御意見を聞きながら、ほかに問題がないかということは、私も含めて調査していきたいと思いますので、また6月議会にでもお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長

植田君。

○6番

私も、はなさとこども園は平群町の真ん中にあるので、一時保育を使う保護者にとっては、大体均等的に通える距離かなと思ってたのが、今、施設のいろいろな狭隘な関係があって、はなさとからゆめさとへ移すということなんですけども、利用者側のお母さんたちがどう思っているのかなというのは、やっぱり非常に危惧するところなんですね。そこはしっかりと状況を見ていただきたいなというふうに思いますが、今の時点でそういう不安の声とかというのは聞かれているのかどうかは1点。

それと、最近の一時預かりの状況ですね。1日10人が定員だと思いますし、そのうちゼロ歳児は3人、一応枠としては確保されてるというふうにお聞きをしてるんですが、その一時預かりの利用状況というんですかね、希望する方が一応ほとんど希望日をクリアできて使われてるのか、それとも、それができなくて、抽選だというふうに聞いているんですけども、使えないという状況なんかも発生しているのかどうか、そこら辺のところ、状況をつかんでおられたらお聞きをしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これまで、はなさとで利用されておられた方の、場所が変わることによる利便性を損ねるといふことの声を聞いているかというふうな、まず1点目の御質問やったと思います。直接的には届いてないんですけども、そういう話が、やはり、はなさとの近くの方については、そういうふうな不便性を感じられるというのは、それはあるんじゃないかなというふうには思っています。直接的には聞いてないんですけども、うわさでそういう話を聞いたりというふうなことはあります。

それから、現在の利用状況についてですけども、これについては、議員もよく御承知やと思いますけども、今、1日大体10人ということにしています。週に3回ということで、利用月の前月の20日に利用の申し込みをしていただくということでやっています。この利用状況につきましては、非常に年間通じて同じような状況じゃないということで、ばらつきが非常にあるというふうな状

況があります。そんな中で、ざくっとですけども、大体、27年度で、前のほうにも確認しておりますと、年間通じてどの程度の充足率なのかというふうなことで、これはおおむねですけども、きちっとした数字ではないんですけども、約90%ぐらいの充足。それから、28年度については100%を超えているような状況があったりとかいうふうな、月によってですけども、あるというふうなことを聞いてて、非常に利用者が多いというふうなことは言えると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、利用者につきましては、年によってばらつきが非常にあって、見込みをとるとするのは非常に難しいというふうなことと、実態的には、申し込み時には入れない方がおつても、キャンセルとかいうのがあって、空きにに応じて入ってもらったりというふうなこともしております。現状的には、主にゼロ、1、2歳の乳児の利用の方が大半を占めているというふうな現状がございます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。井戸君。

○3番

今の件なんですけども、充足率というか、私自身も利用させてもらっててありがたいんですけども、実際、10月は申し込みできなかつたら、もう満タンと言われたぐらい、後半は厳しかったのかなと。その原因としては、もともと本体のゆめさとなり、はなさとの待機児童問題も絡んでるわけなんですけども、ただこれが4月に解消されるとなると、年度当初はすいてくるのかなというイメージなんですけども、その辺はどういう感じか、ちょっと今、予測できづらいとはおっしゃられたんですけど、実際、どう見てはるのかなというのをもう少し詳しくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

おっしゃったとおりです。年度当初はやはり結構あいてるというふうなことなんですけども、やはり順にふえてくるというふうな状況があるというふうな認識を持っております。

○議長

いいですか。ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第8号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第14 議案第9号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第9号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

この件については、私は一般質問で取り上げてですね、見直ししていただいたことは非常にありがたいと思うんですけども、税収効果については、この使用料の効果はどれぐらい年間ふえるんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

10月1日からの施行でございまして、250万ほどということで想定しております。

○議 長

森田君。

○4 番

それは半年ですけど、30年度が1年間になるわけですね。どれぐらいのボリュームでということになるんでしょうか。大体3,000トンぐらいで、プラス5円じゃなかったかなと思うんですけども、それで計算合いますでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

事業系で、公共以外の部門につきましては1キロ15円いただきますので、公共の部分を除きますと、ざっと1,000から1,100ぐらいと想定して、1,000とした場合、年間1,500万、10年の場合でしたら、1,000万のところ、年間で500万ふえる。その半分ということで、250万ということですよ。

○議 長

森田君。

○4 番

そうするとですね、年間、通年であれば500万ぐらい処理手数料がふえるという理解でよろしいでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

そのように想定しております。

○議 長

山口君。

○7 番

来年の処理量、計画つくってあるわけやろう。それで予算組んでんのちゃんかいな。29年度の処理目標値、事業系の可燃ごみ、1,345ってなってるやんか。それで10円で、今やったら1,345万円になるわけでしょう、きちっともらえればよ。ほんで、5円上げるわけやから、その半分の、これと言うたら670万ぐらいふえるわけでしょう。その半年分やったら金額合わへんよ。どういう予算組んでんの。目標値より少なく組んでるんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

事業系の中には公共の分も含まれてます。公共の分はお金、徴収してありませんので、その分を差し引きますと、1,100ほどの予算がなるところですが、その半分とか、いろいろ施行日の関係とか考慮いたしまして予算を計上しております。

○議長

山口君。

○7番

それやったらそういうふうに初めっから数字を言って説明しないと、だって、15円に上げるの、ほんで10月からって、何で4月からせえへんのかな。前言ってたときだったら、西和7町でほとんど15円でしょう。もっと高いところもあるのか。初めからそんな、多分、周知期間が要るんだと思うんですけどね、やるのが遅いなというのが、別に上げることを推進はせえへんけど、昔、大分前でした、僕まだ1期目のときでしたけど、3円でしたよね、平群町ね。よそはもうそのとき、斑鳩とか10円やったわけですよ。ほんで、平群の事業系のごみがえらい多いと、そういうこともあってですね、10円に上げたという経過が過去に、もう十何年前ですけども、あるわけですからね、今回の場合でも、やっぱり常に近隣の状況も見ながらやる必要あるし、ここで言うべきことじゃないかわからないけど、ごみふえてるんですよ。

きのう、うちに入ってた広報の3月1日見たら、別に間違い書いてるわけじゃないけども、えらい前のやつと比べて減ってるって書いてあんな。ここ一、二年、ずっとふえてきてるんですよ、ごみ。可燃ごみ。事業系も。あれ、広報だけ見たら、「頑張って減らしてんな、有料になったから減ったんやな」って、印象操作やってるやんか。ここ1年ふえてるってのは議会でも答弁してるでしょうが。何で広報だけ、もっと前のずっと多かったときの数字出して減ってますって、詐欺やんか、そんなもん。一般直近の新しい情報を住民に提供せなあかんのにやね、見てびっくりしたで。「えっ」って言うた。

ちょうど昨日入ってたんですよ。ぺらぺらってめくって、そしたら、えらいごみのところ、一生懸命、減量するために大きく載せてるのは、それはええことなんで、いいんですけど、それから見たって、この間、目標には全く達成しない数字になってるじゃないですか。有料化したら、あとはもうほったらかしじゃないですか、決まったことだけやってるけど。全然熱心に減らそうという気がないじゃないですか。今、リバウンドしてるんですよ、実際には。全然そんなこと、全然認識持ってないでしょう。あの広報見たら、認識持ってないな。

だから、自分たちが出した目標値、ことしなんか何ぼやったんですか。事業



系のごみで1, 200トンにする予定やったじゃないですか。それが今の見込みやと1, 449トン。27年度の実績は1, 369トンって、減るどころかふえてるわけやんか。その辺の反省もなしにやね、きょうの議案とは今ちょっと違うけども、これはまた明日でも聞きますけど、ちょっと広報いいかげんにしなさいよって気しますよ。広報は、各原課のやつを持ち寄ってつくってるから知らんと言うかわからんけど、それは、つくってるのかってちゃんと中身見てやね、住民どう思うかぐらい考えてやれよ。おかしいんちゃうかと、今、思い出して、余計腹立ってきたわ、ほんまに。ちょっとほんま、そのところはちょっときちっとやってくださいよ、そなん。あんな減ってんねやったら、住民も今の努力でええねんなってなるじゃない。もっと減らそうと思ったら違うでしょう、ふえてるんですよというのをちゃんと知らしててくださいね。言っておきます。もういいです。

○議長

ほか、ございませんか。植田君。

○6番

今回、この議案と一緒にですね、事業系の一般廃棄物の処理に関する取扱要綱の制定についてというのが出てます。そこでは、一定の月額1トンを超えるごみを出す事業者に対しては、その処理計画をつくるようにというふうな形になってるんですけれども、この対象となるのは、平群町では何事業者ぐらいがその対象となると、今のところ、考えておられるのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いろいろ基準、ごみの量とか、建物の面積とか、大規模小売店舗法とか、そういう三つのものが要綱の第2条に該当するものでありまして、月1, 000トンを超える事業者は、想定していますのは18社、主に飲食店とか宿泊関係、スーパー、コンビニですね、そういうところを想定しております。それと、大規模小売店舗法に関係するものでしたら、大型のイオンさんとかのプライスカット、ならコープ、サンドラッグなどでございます。それと、建築物の3, 000平米以上の使用面積ということで、平群町の場合、学校関係、小学校、中学校がその対象になるということでございます。

「何社」の声あり

○住民生活課長

合計いたしまして、想定22社、想定しております。

○議長

植田君。

○6番

22社ということなんで、まだ全てきちっと精査されてるわけではないと思うんですけども、一定そういう月1トン超えるところの事業者のごみを減らす方向での計画を持ってもらうということは非常に大事ですし、それをやっぱりきちっと指導して、減量化につなげていっていただくことが平群町の、この間ずっとふえてきてる事業系のごみを少しでも抑制できる方向になると思いますので、これはぜひお願いしておきたいと、きちっとやっていただきたいなというふうに思いますが、このような要綱というのは、近隣で持っておられるところって、私、全くわからないんですけども、どういう状況かわかりますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

近隣では、この要綱はつくってるところはございませんが、隣の斑鳩町でしたら条例の中で示したり、いろいろ、他の手法でされているところもございません。

○議長

ほか、ございませんか。下中君。

○11番

事業系可燃ごみの見直しということで、近隣の状況、また以前からもう10年余りになるということで、これは理解できるところでございますが、その中で、今回、同じくして不燃物が削除と、先ほどございました。これは、事業者、小売業者も含めてですけども、事業者に対して、自分のところから出る不燃物については処理業者に頼んで、責任を持って処理をしてもらうということで削除になっておりますのかな。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

今、センターに持ち込みの実績がほとんどゼロという状態で、数年ずっと続いておりましたんで、削除ということで。センターでも、可燃は燃やすごみ焼却場がございますが、不燃につきましては、仮に受けましても、またかなりのお金がかかったりもしますんで、それはもう実績もないということで、削除と

いうことでしております。

○議 長

下中君。

○11番

実際、ここ改正前では、不燃物15円ですかね、出てましたけど、本当に今は実績がないということで、ということは、各事業者が各々処理されていたということやと思いますけれども、今後も全くゼロということじゃないと思いますので、発生するということがありますので、その点はきちっと事業者に対して、処理業者をお願いして処理をしてもらうということだけは徹底していただきと思います。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。  
これより議案第9号について採決を行います。  
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平群町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。  
午後1時30分まで休憩といたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時06分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

日程第15 議案第10号 平成28年度平群町一般会計補正予算(第4号)  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第10号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

全般的なことですけれども、人件費の見直しをされておられます。いつだった  
ですか、町長か人事担当の課長かだったかと思うんですけれども、組合に対する  
給料改定というんか、諸要件の改定の交渉を12月末までに行うということ  
であったと思うんですけれども、冒頭その説明もないのは、まずいかがなのか。結  
果どうなったのか。強い決意でおっしゃってたというふうに私は理解しており  
ます。それが今、交渉結果に基づいて、人件費が変わってきているのかという  
ことを、まず冒頭お尋ねします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、森田議員さんの方からですね、職員組合との給料の、職員給料について  
の協議事項、どうなっているのかという御質問だと思いますが、これについま  
してはですね、28年の8月3日に職員組合のほうに職員給料についての協議  
の申し入れを行いました。それから協議を重ねる中ですね、一定、職員組合の  
ほうもいろんな協議をする中でですね、今現在、結果的には合意に至っていな  
いということでもありますので、当然、予算についてもそのように反映もして  
おらないということでもあります。

以上です。

○議 長

森田君。

○ 4 番

そんなん、初めに何かの機会にですね、議員に報告すべき事項じゃないですか。あれだけ決意を持って臨まれるということを議会に言われたわけですから、それはもうけしからんというふうに思います。そのことだけ申し上げておきます。

それとですね、今、育休が何名かいらっしゃるので、トータルの話が全然出てこない。全体像が見えない。それとですね、超勤がふえてきてる。当然、公務に対して対価を払うのは当然のことだと思うんですけども、その理由は何なんでしょうか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

育休職員でございますが、今回の補正で言いますと、総務費の一般管理費では、休職あるいは育休の職員が2人ございます。それから、税務総務費では1人おります。社会福祉総務費でも1人、それからこども園のゆめさとこども園で3人、それからこども園のはなさとこども園で1人。それから、道路新設改良費で、休職ということで1人おります。以上が、それに対する減額補正ということでした。

それから、超過勤務でございますが、もともと予算を組み立てるに当たっては、もともとの予算が実態よりも少し減額と言うんですか、もともとの予算が減額というか、少なく予算を見積もっておると。これは、超勤のいわゆる努力目標ということもありましてですね、超勤の発生を抑制したいということもございまして、もともとの予算組みが少なく見積もったということもありまして、現実はですね、27年度決算も含めて、前年度と同額程度の予算となり得る補正を今回させていただいたということで、全体的には、超勤の時間でございますが、この1月末現在でですね、去年と比べますとですね、1月末現在でございますが、全体の超勤時間数は、前年度、27年度で6,412時間、本年度は6,082時間ということで、全体的には330時間減っているわけでございますが、先ほど申しましたように、当初の予算組みの計画のときに少なくと申しますか、そういうところで今回も補正をお願いしたいということで御答弁させていただきます。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

予算の編成のときに締めつけたというような結果じゃないかと思うんですけ

どね、今、27年と比べて300時間ぐらいという話なんですけど、これはタイムラグがあるんじゃないですか。27年度は3月末までじゃないですか。あと1カ月ほどは、28年度に含めないといけないんじゃないですか。それはいかがですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

比較はですね、同月の前年度の1月、本年度の1月というふうに比べております。2月、3月については、ある程度、去年の実績に合わせて見積もりを行って、今回補正をさせていただいておりますので、全体的にはこれぐらいは減るだろうなというふうに思っております。ただ、人によってですね、職員によって、時間にもよります。100分の125、1.25倍、深夜を超えますと割り増しがつきますので、基本額が違う職員が残業するときは当然単価も変わってきますので、金額で言えばそういうふうになりますが、時間ということ言えば、去年と同じぐらいか、また若干減っていくのかなというふうに考えております。

○議長

森田君。

○4番

わかりました。それは結構ですけどもね、もう一つ注意していただきたいのは、部門も個人も偏らないように、今、社会的な問題になっている。そういうことは、平群町の場合は起こらないと思うんですけども、その辺は十分注意をして、人員配置をきちりやっていたいただきたいということをお願いしておきます。

それとですね、債務負担行為と給食センターのリース料の関係、これは相関関係はあるのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問のお答えになるかどうかかわからないですけども、今回、債務負担行為の変更ということで、学校給食センターの配送トラックの賃貸料を変更しています。変更点は、債務負担行為の期間なんですけれども、契約行為をした上の結果の数字で473万5,000円ということで、正確な数字にしたと。それから、期間につきましては、特殊車両でありまして、すぐに納品できないということで、納期が約1年ぐらい延長されるというふうなことがありましたので、

それで期間延長で、変更前は平成29年、本年4月から平成33年12月というふうに考えておりましたけれども、そういう事情もありまして、平成30年3月から平成35年2月に変更になるということで、負担行為の変更手続をさせていただきます。

○議長

森田君。

○4番

わかりました。現在使っている車を延長して、新たに導入するやつは来年度からなるというふうに理解していいのでしょうか。違っておれば、まず答えていただきたい。後でも結構です。

次はですね、観光費の信貴山の看板のつけかえですね。当然、ふるさと納税のもので財源を充てるということで、十分理解できるわけなんですけども、冒頭、町長の挨拶の中で、寅まつりのときには、斑鳩町、安堵町も参加されたというふうに聞いておるんですけども、この看板は平群町一自治体で負担されるものなのか、三郷町も応分の負担をし、観光協会は平群町だけじゃなくて、三郷町と平群町が共同運営だというふうに理解してるんですけども、それ以外に、先ほど言いましたように、斑鳩町とか安堵町とか、寅まつりに参加してるわけですから、利益を被ってるわけですね、その人たちが。それはどのようにしてるのでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、1点目の配送車両の件ですけども、今、おっしゃられましたように、先ほど言いましたように、新車両が平成30年3月からということになりますんで、29年度末になります。それまで、29年度の大半は現行車両を、かなりちょっと老朽化してるんですけども、何とか使っていけるというめどが立ってますんで、それで対応していきます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

看板の設置の安堵、斑鳩等の負担なんですけども、一応、看板につきましては、開運橋と同じで、設置場所は平群町にありますんで、平群町だけで補助金として支出を考えてます。

○議長

森田君。

○ 4 番

これは、ちょっと平群町だけが利益を被るわけじゃなくて、三郷町も利益を被るわけですね。もっと広く言えば、安堵町とか斑鳩町も当然事業に参加してるのであればですね、観光協会さんがその祭りのときにお金を取ってれば別でしょうけども、ちょっとその辺はどうかなと思うんですけども、お金があるからじゃなくて、共同で観光協会を運営されてるんじゃないですか。看板も平群町だけで、一個で、その案内看板とかだけ、どういう看板がいいのか、来年度も何か上がってましたね。ちょっとその辺がもう少し具体的にどうなってるのか、どこの位置にどうなるのかだけ御説明ください。

○ 議 長

観光産業課長。

○ 観光産業課長

看板の内容なんですけども、今現在、iセンターの前に信貴山周辺の案内看板、大きさにしますと、横9.1メートル、縦が2.8メートルぐらいあるんですけども、それがかなり老朽化してまして、そのほうをもうやりかえということで、今回、かなり古いんで、平群町の道の駅とか椿井城、長屋王墓、その辺の施設は入ってないんで、入れていただけるということになっています。

看板はもう一つありまして、信貴山の駐車場、あそこに観光客が来られたときの歓迎をあらわすような、「ようこそ信貴山へ」というような看板のほう、2カ所を考えてます。

今回、先ほど言われましたもう一つ、29年度、あれにつきましては、大門ダムの周辺の関係でつけるものなんですけども、それも、その当時の計画で、大門ダムのところは奈良県が、それ以外の三郷町、平群町のほうにつきましては、行政界で割り振りのほうをして設置する予定になってます。

以上です。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

ちょっと理解できませんね。信貴山の観光というのは、平群町だけじゃなくって、斑鳩町も恩恵受けてるわけですから。やることは私、いいことだと思います。古いということも理解できてるんですけども、それはちょっと、何かの機会で申し出していただきたいということはお願いをしておきます。

○ 議 長

ほか、ございませんか。山口君。

○ 7 番



今回は減額補正ということで、6,447万8,000円を、財政調整基金で言えばですね、9月で取り崩したのを戻すというようなことで、今回、3月議会での補正予算後の状況というのはですね、基金の減少が今年度の取り崩しとして2億円。それから、当初予算での未確定財源が、土地売り払いの5,700万円も含めると、除いてですね、9月議会の補正で、前年度の黒字分、繰越金を既に土地売り払いの部分を除いた未確定財源については、そこで帳尻、消したわけですね。基金の減少2億円が、今、赤字というのは、今の予算上の状況ですよね。今後、決算に向けて、当然、最終的に不用額が毎年2億から3億出るということで、それも消えるので、一応、今年度末の実質収支はとんとんになるのかなと。しかし、一方で、去年の繰越金2億近くをですね、それを、本来なら基金に積むところを積まずに、今年度の中で使ってますから、実質単年度収支で言えば2億円ぐらいの赤字になるということですね。ややこしい数字ばかりですけど。

結局、去年秋の住民説明会に出されたシミュレーションどおり、珍しく、シミュレーションどおり赤字になるというふうな現時点での予測になりますか、28年度決算については。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの山口議員の御質問でございます。

今までの時系列の部分含めて、今、山口議員がおっしゃっていただいた数字と、ほぼそういうふうな数字となっております。

ちょっと時系列で繰り返しをさせていただきましたら、今年度当初予算、土地の売り払いも含めて2億6,800万の未確定財源を組んでおりました。今年度、27年度の決算の繰越金ということで、2億5,600万の繰越金が出たということで、9月議会におきまして、未確定財源のうち、雑入、諸収入で組んでおった分、2億1,100万を相殺をいたしました。繰越金の剰余金ということで、約4,000万は基金に積ませていただいたということでございます。ただ、今年度、土地の売払収入で5,700万見てございますので、それはまだ現在、予算上はそのまま残っておるということでございます。仮に土地が売れなかったということの前提なんですけども、それとあと、今年度の基金の繰り入れ4,000万をしなかったら、大体ほぼほぼ、前年度の繰越金と、28年度で積ませていただいた未確定財源が相殺できるような状況となっております。

今、議員お述べになられたように、通年、単年度で出る不用額、2億円程度

というふうにおっしゃっていただいて、大体経験則として、私もそういうふう  
に理解はしております。そういうことを相殺しますと、大体今年度で、単年度  
実質収支で言いましたら、いわゆる財政調整基金から繰り入れをいたしました  
清掃センターの処分灰等の費用は除きましたら、その部分の単年度で申し上げ  
ると、約2億円程度の実質収支ベースでは黒字なのかなと。ただ、単年度収支  
では、今申し上げました財調基金からの取り崩しがございますので、財政シミュ  
レーション、この前、10月に住民説明会でお示しをさせていただきました  
実質収支につきましては赤字、実質単年度収支につきましては、約2億ぐら  
いの赤字かなと。実質収支につきましては、2億円程度の黒字ということで、ほ  
ぼ、今おっしゃられたように、シミュレーションどおりの数字になるのかなと  
いうふうに、まず理解はしております。

○議 長

山口君。

○7 番

まあまあ今の説明のとおりだと思うんですが、岩崎町長になられて、実質、  
平成19年から10年以上になるわけです。この間、赤字になったのは、最初  
の年の19年度と、単年度実質収支で言いますと、19年度と23年度、それ  
以外は全部黒字になっています。特に24年、25年、26年、27年と、2  
5年はちょっと少ないですけども、ほかは全部1億から2億を超える黒字に  
なってるということで、それが今年度については、それが赤字になると。今、  
説明あった清掃センターの焼却灰の処理が、もともと2億4,000万以上の  
予算を組んで、実質、今回の補正で1億9,000万台、2億足らずという  
ことですが、この金が丸々赤字になったというふうに言える。これはもう昨年  
になってやらざるを得なくなったということで、一昨年のシミュレーションに  
は出てなかったから、それはそれでわからないことはないんで、いいんですけ  
ども、ただそれでもね、これがなかったとしてもとんとんやったわけですね。

そしたら、要するに今年度からね、今まで何で黒字になったかと、さんざん  
議論してますけども、基本的には交付税がほとんど、平成19年まで下がった  
やつが、平成14年ごろのもともとの数字、25億ぐらいまで臨財債も入れれ  
ば戻ってきたやつが落ち着いたと。落ち着いた一方で、落ち着いたけれども、  
それと同時にもう一つあったのは、いろんな経済対策の交付金が、昨年度ぐら  
いから大分減ってきたと。一方で、平群町の町税収入が相当落ち込んでいると。  
この間も言ってますが、平成20年度と今年度の見込みを比べれば、もう3億  
ぐらい落ちてるわけですからね。二十何%落ちる。途中で増税もあったのに落  
ちてるということですから、その辺を見ればね、本当にシビアに財政状況を見

ながら町政運営しないと、駅周は来年で終わるとしても、その後の文化センター、30年、31年、実質的には新年度から3年ということになりますが、非常にきついですよ。今までみたいに、ほんまにタイミングよかったというか、いろんなお金が国のほうからいろんなものに引っかけて事業もある程度できましたけども、その辺を見るならばね、何も削れとかいうことじゃなくて、本当に税収をどうふやすかというのを考えないと、そういうことが今回の補正予算、ことし1年間の本予算、それから補正予算でも言えると思うんです。新年度予算はまだ審議は明日からになりますが、それを見てもそういうようなことが言えると思うんで、その辺はやっぱりしっかり今後見ていただきたいということはお願ひしておきます。

それとね、これ一つだけ確認ですけども、その仮置き焼却灰が、もともと2億4,700万で予算組んで、5,000万も減ったというのは、それはもともとあんまりわからなかったから大ざっぱに組んでたのがはっきり、終わったから決算として出てきたというようなことだと思うんですが、こんな5,000万も乖離出るとするのはちょっと大き過ぎるんじゃないかなと思うんですが、それは何か理由はあるのかどうか、そこだけ答えてもらえますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

一番大きな要因としまして、入札差金といいますか、町が積算した分が入札しましたが、契約金額がそのような分になった分が一つと、あと処理量の分が若干減ったということで、その二つがその差額になっております。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 平成28年度平群町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第16 議案第11号 平成28年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課西口主幹。

○上下水道課主幹（西口容弘）

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第11号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成28年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第12号 平成28年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第12号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成28年度平群町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

2時40分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 2時24分）

再 開 （午後 2時41分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

- |         |           |                                   |
|---------|-----------|-----------------------------------|
| 日程第 1 8 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 9 年度平群町一般会計予算について            |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 9 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 9 年度平群町国民健康保険特別会計予算について      |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 9 年度平群町水道事業会計予算について          |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 9 年度平群町下水道事業特別会計予算について       |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 8 号 | 平成 2 9 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について    |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 9 号 | 平成 2 9 年度平群町学校給食費特別会計予算について       |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 0 号 | 平成 2 9 年度平群町介護保険特別会計予算について        |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 1 号 | 平成 2 9 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について    |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 2 号 | 平成 2 9 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について     |

以上 1 0 件を、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から平成 2 9 年度予算の説明を求めます。町長。

○町 長

それでは、平成 2 9 年度一般会計及び特別会計予算案提案理由の説明を申し上げます。

本日、平成 2 9 年 3 月第 1 回平群町議会に、平成 2 9 年度平群町一般会計及び特別会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算の概要を申し上げ、議員各位を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成 2 9 年度予算編成における国の基本方針では、長く続いたデフレからの脱却、経済の再生を最優先課題と位置づけ、これまで推進してきた取り組みを強化し、一般社会が直面する構造問題に正面から立ち向かうことにより、成長

と分配の好循環・一億総活躍社会の実現を目指すこととしています。

特に、これまでの経済政策の成果が十分に実感できていない地域にまでその効果を波及させる必要があり、生まれ始めた好循環を腰を折れさせることのないよう施策を実施していくこととしています。

そのため、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本に、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、地方創生・国土強靱化・女性活躍等といったあらゆる政策を総動員することにより、デフレ脱却を確実なものとしつつ、経済の好循環をより確かなものとする方針であります。

その中で、地方財政対策に関しては、地方が一億総活躍社会の実現や地方創生の推進、社会保障の充実、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方一般財源は昨年度から0.4兆円増加の措置がされています。地方創生に必要な歳出経費については、昨年度に引き続き1兆円が確保され、地方自治体みずからが主体的に責任を持って地方創生の取り組みを推進していくため、措置されております。

特に、国の平成29年度地方債計画においては、公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、現行の公共施設等最適化事業債を長寿命化対策、コンパクトシティの推進等に係る事業を追加するなど、内容を充実した公共施設等適正管理推進事業債が創設され、地方における公共施設の老朽化対策等の推進を下支えする内容となっております。

こうした国の方針や地方財政対策を踏まえつつ、本町の平成29年度の予算編成については、住民の皆様の行政に対する満足度を高め、次世代に引き継ぐまちづくりのために必要となる投資的事業についても一定着手することで、魅力あるまちづくりを推進することを基本方針にしており、平群町第5次総合計画や、平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各施策についても可能な限り予算配分を行ったところであります。

特に、将来に向けたまちづくりへの投資として、老朽化した中央公民館、人權交流センターを機能集約し、手狭な図書館、あすのす平群を統合の上、整備することで、住民の皆様に安心して利用していただける公共施設の適正配置の実現を目指し、平群駅前への（仮称）平群町文化センター・図書館建設事業を予算計上しています。すなわち、隠れ負債とも言える公共施設の老朽化問題に目をそむけることなく、次世代へ引き継げる施設として、その建設に取り組んでまいります。

一方では、依然として厳しい財政状況であることから、これを打開すべく、（仮称）平群町文化センター・図書館の建設事業と並行して、さらなる行財政

改革に着手してまいります。第二次行財政改革大綱に基づき、職員の意識改革や業務の効率化といった行政内部で取り組むべき事項はもとより、住民ニーズやコストバランスによる事業の優先度、受益者負担の見直しといった行政全般における改革事項をより具体的に、新たな財政健全化計画として取りまとめ、実施してまいります。

これらについては、次世代に引き継ぐまちづくりのために必要な取り組みであります。住民の皆様には、固定資産税の超過課税を初めとした御負担をいましばらくはお願いすることになりますが、引き続き御理解を賜りたいと思います。

以下、平成29年度におけるまちづくりの重点事業を中心に、各戦略を順次御説明いたします。

「子育てと教育」の戦略として、子ども医療費の高校卒業までの無料化、待機児童を出さないことを基本に、はなさとこども園、ゆめさとこども園での就学前教育の充実、子ども読書活動の推進、また学校施設におけるICT環境の整備等に引き続き努めてまいります。また、新たに一般不妊治療への助成、妊娠・出産の包括支援対策として、妊産婦・新生児へのケア体制の充実を行います。今後も安心して子どもを産み育てられる切れ目のない子育て支援に努めてまいります。

「住みよさ」の戦略として、安全・安心で誰もが生き生きと暮らせる便利な暮らしの創造に向け、平群駅周辺整備事業や公共下水道事業、国道168号線バイパス沿いの活性化等の事業について、引き続き推進してまいります。定住化を促進するための住宅取得者に対する助成制度の実施や空き家対策についても取り組んでまいります。

また、健康づくりでは、健康長寿奈良県1番を目指し、平群町健康へぐり21計画や平群町食育推進計画などに基づき、家庭や地域において一人一人が健康づくりに取り組むとともに、保健対策の実施や地域医療サービスの充実を図り、心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進してまいります。

「産業」の戦略として、地域資源を生かした活力あるまちを目指して、企業誘致による新たなまちづくりの推進を図るとともに、基幹産業である農業の基盤強化を図り、地域産業活性化への取り組みを推進します。

「観光」「発信」の戦略として、新しい観光づくりと地域の魅力を効果的に発信するツールづくりとして、“へぐり”ならではの自然・歴史などの資源を適切に保全し、これらを生かした観光開発を行います。また、地域が誇れる一定の基準を満たしたよいものを平群ブランドとして認定し、発信してまいります。

これらの施策につきましては、まちづくりの重点事業として、総合計画や総



合戦略に位置づけられているものであります。将来に希望を持てるよう、魅力あるまちづくりを展開してまいります。

その結果、一般会計予算案の規模は67億4,000万円であり、前年度の肉付け予算、1号補正後から6億7,748万2,000円の減額となっております。

また、特別会計の合計は59億6,035万8,000円となっており、前年度から1億5,800万6,000円の増加となっております。

以下、一般会計から順次、予算計上している事務事業について、その概要を御説明申し上げます。

人事につきましては、多くの退職者が発生する状況が続いている中、平成28年度に引き続き、平成29年度においても、一般事務職9名及び保育教諭5名の新規職員の採用を予定しています。

人材育成につきましては、待遇研修等の実施を初め、職員として最低限必要な知識・能力を身につけるため、町主催の職員研修を継続実施するとともに、あいさつ運動の継続実施もあわせて行います。そのほか、アカデミー研修、J I A M研修及び奈良県市町村研修センター主催の研修にも積極的に職員を派遣します。

また、人事考課制度については、引き続き実施することで、職員全体にはみずからの行動に対する気づきを与え、管理職には、目標管理により組織経営管理を向上させることで職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で、広報紙やホームページは行政と住民を結びつける重要な手法であり、フェイスブックを初めとしてSNSを活用し、積極的に町内外に行政情報を発信しています。引き続き、住民の皆様へ速やかに的確な情報を発信すべく、より一層充実を図ってまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様への多様なニーズや要望にお応えするために、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施します。

公有地の管理につきましては、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。また、遊休財産については可能な限り事業化に努める一方、民間売却等も積極的に行い、財政負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。

公共施設等の建築物の管理につきましては、維持管理に必要な所要額を計上しております。また、老朽化した公共施設等の計画的なマネジメントについては、現在取り組みを進めている新地方公会計制度に基づく財務諸表や固定資産台帳を活用した上で、公共施設等総合管理計画の実施を目指してまいります。

防犯対策といたしましては、町管理防犯灯の新設・維持管理や自治会管理防犯灯の新規設置・電気使用料に対し、補助を行います。また、防犯カメラを設置する団体に対し補助を行い、犯罪者を生み出さない、寄せつけない防犯環境の構築に向け、取り組みを進めてまいります。

防災対策につきましては、防災備蓄の取り組みとして、町内12カ所で分散備蓄を行い、また行政機関や関連企業等と防災協定の締結を進め、災害発生に備えます。

電子自治体の推進につきましては、奈良県情報セキュリティークラウドに参加し、巧妙化する新たな情報セキュリティーへの脅威から住民情報を守ることができるようシステムを運用してまいります。

住民戸籍事務につきましては、全国にある約5万店舗のコンビニエンスストアにおいて、住民情報や印鑑登録情報、税務情報の証明書が発行できるシステムを導入することにより、住民サービスの向上を図ります。また、個人番号カードの発行や戸籍情報の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しています。

高齢福祉施策につきましては、高齢者が心身の健康を維持しながら生き生きと暮らすために、高齢者の社会参加の促進を図ります。あわせて、生活支援サービスや介護予防事業の実施に努めます。また、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き推進します。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地域で安心して暮らすことのできる町を目指すため、障がい福祉サービスの推進に努めます。

児童福祉の施策につきましては、幼児教育・保育の重要性認識のもと、はなさとこども園とゆめさとこども園の運営を通じ、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前保育・教育を引き続き実践します。

就学児においては、各小学校において学童保育を円滑に運営し、子どもの健全な育成を図り、保護者の就労支援と子育ての支援を推進いたします。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施と周知を図り、次代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童手当を支給します。

子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育てボランティアの育成についても引き続き取り組んでまいります。

福祉医療事業につきましては、高校卒業までの入院だけでなく、通院も含めた医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

健康づくりの推進につきましては、第2次健康へぐり21計画に基づき、全ての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう、生活習慣病の予防や介護予防等、各世代を対象とした保健予防、検（健）診、相談、指導について積極的に取り組んでまいります。特に、健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防事業について、住民協働で実施すべく、その体制を整えてまいります。

少子化対策につきましては、平成29年度から新たに一般不妊治療に対する助成事業を行い、不妊治療に対する経済的負担の軽減を図ってまいります。また、妊婦健康診査費用の公費助成を今年度も14回とし、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図っていきます。出生した赤ちゃんに絵本を配布し、絵本を通じて親子のコミュニケーションを促すブックスタート事業も引き続き実施します。妊産婦や新生児の家庭訪問を通じて育児不安を軽減するための子育て支援についても積極的に取り組み、平成29年度から新たに産前・産後ケア事業に取り組みます。平成28年度に策定したへぐりのびのび子育てプランの第3期計画に基づき、住民協働で切れ目のない子育て支援を行ってまいります。

疾病予防につきましては、接種体制が目まぐるしく変動する予防接種事業において、安心・安全に接種できるよう、対象者には十分な啓発を行うとともに、医療機関等とは綿密に連携して事業の実施体制を整えてまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、平成29年度も7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しています。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、平成29年度も研修会や講演会を開催する予定であります。また、平成26年度に開始した平群町第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施いたします。

環境衛生事業につきましては、空き地の雑草除去の指導や不法投棄・野焼きの防止対策を進める一方、資源循環型社会形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続き実施します。また、ごみ出し困難な方を対象にしたふれあい収集や生ごみ処

理容器の設置補助、有価物の集団回収への助成も引き続き行い、可燃ごみ有料指定袋制により、さらなる減量化に向けた取り組みを進めてまいります。そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や合併浄化槽設置に係る補助金助成を行うなど、環境の保全にも努めてまいります。

また、平群町リサイクルセンターについては、不要な家具等でまだ十分使えるものを無料で引き取り、リユースすることによって、使い捨て生活の見直しやごみ減量を目指す取り組みを進めてまいります。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については、運転業務の委託を行ってごみ処理費用の縮減を図ります。また、仮置き焼却灰の撤去処理を進めてまいります。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、施設運営に必要とする予算を計上しています。

し尿処理につきましては、生駒市との広域連携に伴う施設の相互利用により、効率的な処理に努めてまいります。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための新規就農者支援事業、農林業への被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業及び農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、営農活動を支援する日本型支払制度補助金事業を本年度も引き続き実施してまいります。

国土調査事業につきましては、事業地区として、上庄・梨本・三里の一部地区の地籍調査事業に着手しており、早期の事業完了を目指します。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、平群ブランドの取り組みを強化し、町の魅力を最大限に活用するとともに、へぐり時代祭り開催による観光PRを図ってまいります。また、信貴山観光案内板について、大門ダムを含む信貴山全体の周遊ルート案内板を奈良県、三郷町と連携して整備を行い、さらなる観光客の集客につなげてまいります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等に所要額を計上しています。社会資本整備総合交付金の採択を受けて継続的に実施している橋梁補修や主要路線の歩道整備及び舗装補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性向上につなげていきます。さらには、春と秋の環境愛護デーの実施や各大字・自治会への草刈り手数料を計上しています。

都市計画につきましては、町都市計画マスタープランの見直しに係る委託料、既存木造住宅耐震診断による委託料及び耐震改修に係る補助金を計上していま

す。

平群駅西土地区画整理事業につきましては、平成28年度で社会資本整備総合交付金の補助年度が終了し、平成29年度の事業完了を目標に、引き続き造成工事費、移転補償費及び歩道等整備に係る町補助金を計上しています。

住宅管理につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した町営住宅の外壁改修工事や老朽住宅の解体工事の費用を計上しています。

公園管理につきましては、中央公園・北公園の運営管理については、昨年度に引き続き、公益財団法人平群町地域振興センターを指定管理者とする委託料や、公園遊具の保守点検や維持補修に係る費用を計上し、公園施設の適正な運営管理に努めてまいります。また、平成29年度から運用を開始する緑のサポーター制度に係る事務経費を計上しています。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き、自主防災組織づくりに努めます。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の充実強化と地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、平群中学校及び北小学校の一部トイレ改修工事並びに南小学校の音楽室にエアコンの設置整備を行い、学校施設の環境整備に努めてまいります。また、全小中学校の教職員及びパソコン教室の情報端末機器の更新を行い、情報教育推進を図ります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや官学連携による学生ボランティア受け入れを拡充し、さらには子どもの居場所づくりのための放課後子ども教室を平群小学校と平群北小学校で引き続き開催し、事業の充実を図ります。

文化・学習の振興につきましては、国庫補助事業として、椿井城の北郭群の発掘調査を計画しています。また、従来からの施策であります生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室、家庭教育学級と題して各種教養講座を開催します。

あすのす平群につきましては、図書館機能の充実を図りつつ、学校図書館システムとの連携強化により、子ども読書活動の推進を進めてまいります。あわせて、平群の観光・文化の拠点として積極的に情報発信を行ってまいります。

体育振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及推進、総合型地域スポーツクラブ「くまがしクラブ」の育成支援を行います。また、体育施設の運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者として、公益財団法人平群町地域振興センターを指定しています。ウォーターパ

ークの維持補修を初めとして、引き続き体育施設の適正な運営管理に努めます。

次に、各特別会計について御説明を申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、2,117万2,000円となっております。本事業の貸し付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸し付け金回収業務により一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、31億4,434万6,000円となっております。年々ふえ続ける医療費に対し、剰余金を活用しながら低い税率で運営してまいりましたが、平成27年度会計において、財政調整基金を全額取り崩してもなお2,600万円の赤字決算となり、平成28年度会計においても、単年度で2億円を超える赤字が予想されます。このことから、平成29年度において、単年度の収支のバランスを図るため、歳入において、保険税率の見直しによる保険税収入を計上しております。

歳出においては、医療費の増加に対応する療養諸費と病気の早期発見、有償化、予防による療養諸費の抑制を図るためのがん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、糖尿病等起因歯周病対策費用等の保健事業費を計上しています。なお、人間ドック等への助成は、日帰り2万円、1泊以上3万円、一会計年度1区分に変更し、財政の厳しい中ではありますが、引き続き実施してまいります。その他、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等を計上しています。

下水道事業特別会計につきましては、5億180万円となっております。本事業は、平群町流域関連公共下水道として平成3年度に事業認可を受け、平成4年度より事業着手し、平成18年度に一部供用を開始しております。

平成29年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施し、平成26年度より進めてきた公営企業会計化に向けた準備を引き続き行い、公営企業会計の試行運用を実施いたします。

下水道建設費においては、公共下水道事業として、集中浄化槽区域である緑ヶ丘地域を順次整備し、供用開始を目指すとともに、吉新区画整理地区内の整備を実施します。また、供用開始した若葉台及び椿台地域の管渠施設について、長寿命化計画に基づき更新事業を実施します。

流域下水道事業として、奈良県が施工する浄化センター及び幹線管渠の施設整備工事に対して、流域下水道事業町負担金を計上しております。引き続き、生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,560万円となっております。

す。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用を開始いたしました。平成29年度につきましては、施設管理費において、集落排水の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては、公共ます設置工事を実施してまいります。今年度も農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、6,937万8,000円となっております。事業費では、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しております。引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしくて安全で栄養バランスのとれた給食を提供し、児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、18億3,256万4,000円となっております。保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上しています。

地域支援事業費では、4月より始まる介護予防・日常生活支援総合事業とあわせて、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、在宅医療と介護の連携事業等の推進に努めます。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、92万3,000円となっております。奨学金の貸し付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目標に、引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、3億5,457万5,000円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び総務費に係る事務経費、保険事業に係る人間ドック等助成費用の計上となります。なお、人間ドック等助成は、国民健康保険同様、日帰り2万円、1泊以上3万円、一会計年度1区分に変更となります。

続いて、水道事業会計についてであります。業務の予定量として、給水件数7,810件、年間総配水量216万5,000立米、1日平均給水量5,932立米、年間有収水量193万5,000立米であります。主要な建設改良事業を1億4,593万5,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億971万2,000円であります。これに対して水道事業費用では、県営水道の受水費を初め、各浄水場などの動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料、そして、建物、構築物、機械装置等の固定資産減価償却費、

企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費と県水移行に伴う撤去費等を計上し、費用総額は6億2,588万5,000円となります。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、工事負担金、企業債を措置し、収入総額は1億8,344万3,000円であります。一方、資本的支出につきましても、原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で、1億8,049万円となります。平成29年度は、10月より全量県水へ移行するための事業を推進してまいります。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう事業の運営を図ってまいります。

以上、平成29年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これら諸施策の推進に当たりましては、万全の注意を払い、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました平成29年度予算につきましては、深い御理解を賜っての御審議をお願いし、原案どおり可決・承認賜りますよう切にお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本案については、あす改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議はこれで延会したいと思いますと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 3時25分)